

令和6年12月26日
於：保健医療福祉総合プラザ

第1回 世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会

1 開 会

2 委員紹介

3 会長、副会長の選出

4 議 題

(1) 報告案件

- ① これまでの取組みについて
- ② 開設までのスケジュール及び準備会での主な議題について
- ③ 活用意向調査（令和6年6月実施）結果について
- ④ レイアウトイメージ及び利用想定について

(2) 審議案件

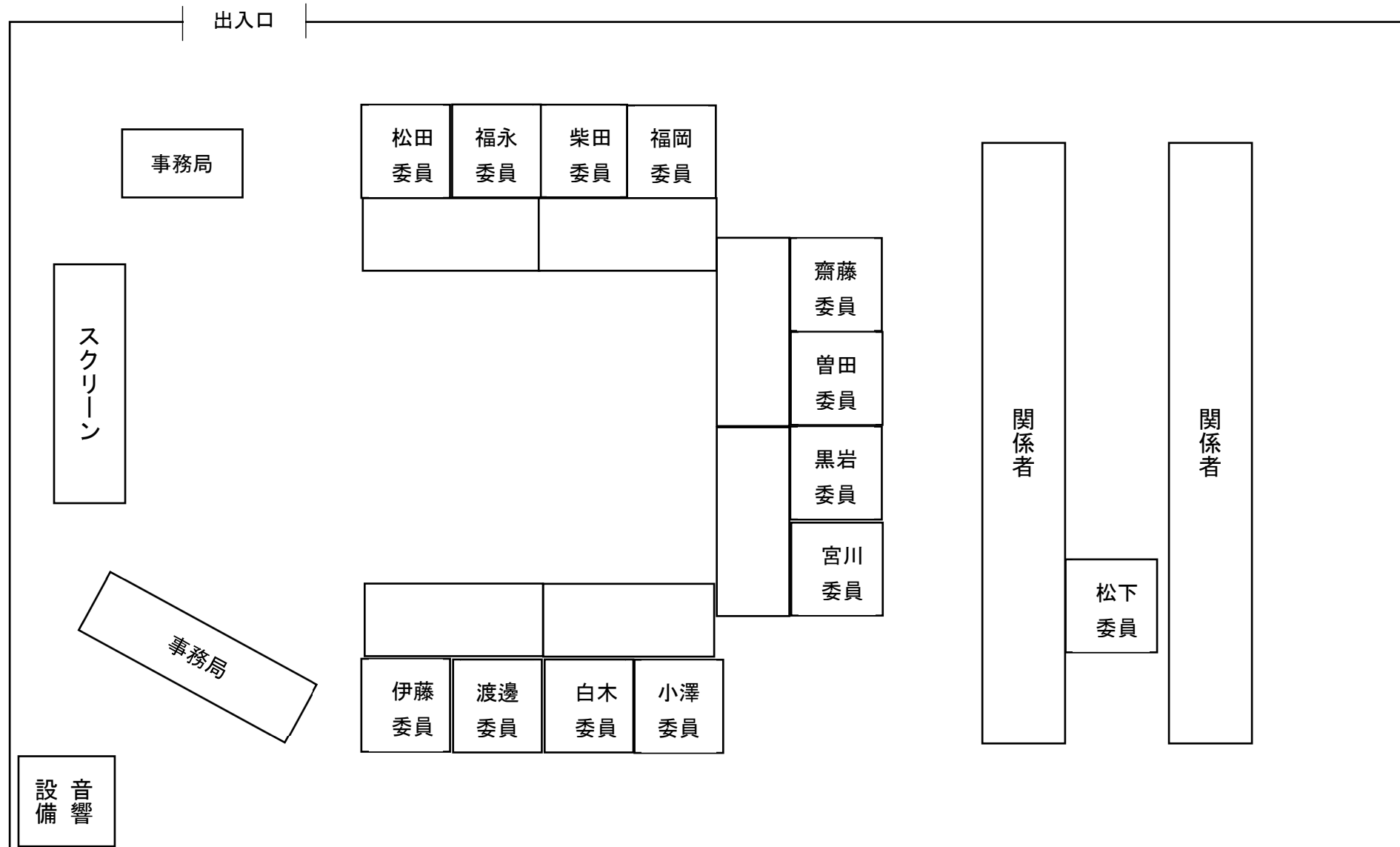
- ① 施設事業コンセプトについて
- ② 運営委託募集要項項目案について
- ③ （仮称）事業運営委員会構成等について

5 次回の日程等

【配布資料】

- 1 座席表
- 2 委員名簿
- 3 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会設置要綱
- 4 準備会各議題資料一式（A3、9枚）
- 4 オブザーバー委員からの意見シート
- 5 区民利用・交流拠点施設利用案内（令和6年12月時点版）

第1回 世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 座席表
(保健医療福祉総合プラザ 研修室C)



世田谷区本庁舎等における
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 委員名簿

		氏 名	所 属
委 員	学 識 経 験 者	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授
		曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授
		福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
	団 体	柴田 真希	NPO法人まちこらぼ代表理事
		福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事
		松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
	行 政	渡邊 謙吉	生活文化政策部長
		伊藤 祐二	生活文化政策部市民活動推進課長
		白木 裕二	庁舎整備担当部庁舎管理担当課長
		小澤 弘美	生活文化政策部文化・国際課長
		宮川 善章	障害福祉部障害施策推進課長
		黒岩 さや香	みどり33推進担当部みどり政策課長
オ ブ ザ ー バ ー 委 員	団 体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長
		大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長
		河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表
		村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長
		湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事
	学 生	石 快晟	国士舘大学（NPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA））
		高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」（学生ボランティアネットワーク）
	中 間 支 援 組 織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり
		代表者	公益財団法人せたがや文化財団
		代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
		代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会

令和6年12月1日

6世市活第626号

(目的及び設置)

第1条 本庁舎等において整備する区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園等の多様な区民利用・交流拠点施設で行う事業（以下「区民利用・交流拠点施設事業」という。）の運営における情報及び課題を関係者が共有し、並びに改善策を話し合う場とする（仮称）事業運営委員会の設置等に関し、必要な事項を検討するため、世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) (仮称)事業運営委員会の設置の準備に関すること。
- (2) 区民利用・交流拠点施設事業及び区民利用・交流拠点施設の利用ルールに関すること。
- (3) 区民利用・交流拠点施設事業の広報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区民利用・交流拠点施設事業の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 準備会は、委員及びオブザーバー委員各13名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内活動団体代表者
- (3) 区職員のうち、別表に掲げる職にある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

3 オブザーバー委員は、次に掲げる者から区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区内活動団体代表者
- (2) 区内在住、在学の大学生
- (3) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

4 区長は、区内活動団体に対して、準備会の出席者の推薦を依頼することができる。この場合において、当該推薦を受けた出席者は、その準備会に限り委員又はオブザーバー委員とみなす。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバー委員の任期は、委嘱又は任命の日から（仮称）事業運営委員会が設

置されるまでとする。

(会長等)

第5条 準備会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会は、会長が招集する。

2 準備会は、委員及びオブザーバー委員各2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 オブザーバー委員は、別に定める意見シートの提出をもって出席したものとみなす。

4 準備会の議事は、出席委員（オブザーバー委員を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 準備会は公開とする。ただし、準備会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及びオブザーバー委員以外の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 準備会の事務局は、生活文化政策部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

2 この要綱は、（仮称）事業運営委員会の設置の日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

生活文化政策部長
庁舎整備担当部庁舎管理担当課長

生活文化政策部市民活動推進課長
生活文化政策部文化・国際課長
障害福祉部障害施策推進課長
みどり 3 3 推進担当部みどり政策課長

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 事業運営実施計画【概要版】

■ 運営日・時間、参加手続き等

区民利用・交流拠点においては、単なる施設の提供ではなく、ここで事業・活動が幅広く行われ、多様な区民の参加機会を創出することが必要です。そのため、運営時間や参加手続き等について、次のような考え方で設定するものとし、（仮称）事業運営委員会での協議を踏まえ詳細に決定していきます。

区分	運営時間	備考
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	9時～22時 ※条例に定めたとおり	午前（9時～12時）、午後（13時～16時30分）、夜間（17時30分～22時）
東1期棟エントランスホール・ラウンジ	9時～22時	・2期工事期間中は活動を伴わない個人利用を想定。 ※運営時間については、2期工事期間中は変更となる可能性あり。
区民交流スペース	9時～22時	活動を伴わない個人利用は8時30分より
区民交流室	9時～22時	
広場	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
ピロティ	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
屋上庭園（東棟）	9時～17時	

区分	利用・参加条件	利用・参加手続き
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	営利を目的とした利用は不可（ホールを使用する場合を除く）	・団体または個人からの使用申請に基づき使用の承認を行う。 ・使用申請のオンライン化を進める。
区民交流スペース	政治や宗教活動等は利用・参加不可	・活動を伴わない個人は受付・利用手続きなし。 ・団体（区民1人以上を含む2名以上）及び活動を行う個人は、事前登録のうえ当日参加受付。 ・1日以上継続して活動や展示を行う場合は、事前相談を要する。 ・区民を含まない団体・区民以外の個人の活動及び営利活動も可能とするが、すべて事前相談を要する。 ・登録、事前相談は運営事業者の提案に基づくアプリ等により行う。
区民交流室		
広場		
ピロティ		
屋上庭園（東棟）		

区分	利用料金（使用料・参加料）
区民会館 （ホール・集会室・練習室）	区民会館条例等に定める使用料
区民交流スペース	・原則として無料 ・1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに算出した参加料が必要 ・区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参加料が必要 ・営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要 ・区との協働による活動は減免あり
区民交流室	
広場	
ピロティ	
屋上庭園（東棟）	

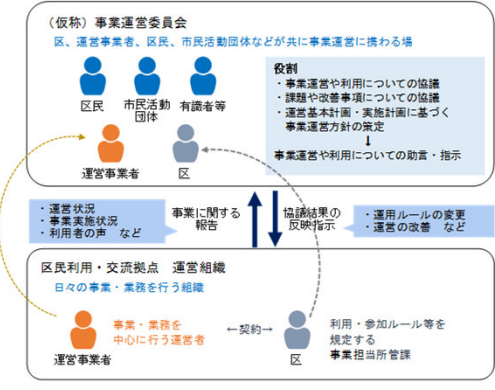
組織運営計画

■ 運営の全体像

事業・活動計画で示した取り組みを効果的に実現するには、区民、市民活動団体及び区が協働し、そこに専門的なノウハウを有する人や企業等が関わる、区民利用・交流拠点ならではの運営組織が構築される必要があります。

そして、長く関わって経験を蓄積することとともに、新陳代謝や世代交代が行われることも持続可能な組織づくりには大切です。本庁舎等整備2期工事竣工後の本格的な運営開始に向けて区内の団体、区民等との協議を行い、（仮称）事業運営委員会の組成を含め準備を進めます。

イメージ図



（仮称）事業運営委員会

区民のニーズや社会の要請に応じたルール変更、方針の見直しが円滑に図られるよう、区民利用・交流拠点事業の運営における情報や課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とします。その事務局は、運営事業者の補助を受けながら、当面区が担うものとします。組成にあたっては、まず準備会を組織し委員選出方法等を定めます。

運営組織

区民会館は、文化芸術に精通し、多様で良質な公演から親しみやすいワークショップまで多岐にわたる事業を提供すること、団体から個人利用までさまざまな施設利用ニーズに幅広く応えることが可能な主体が必要です。

区民交流スペース等は、事業や場を提供すること以上に区民や市民活動団体をつなぎ、活動を促すコーディネートができる主体が必要です。

こうした拠点事業の特性や専門性を踏まえ、契約事業者・団体が、区と連携して運営を主体的に担うこととします。

運営主体

区民会館については、令和8年度後半に交流拠点のほとんどが開設するタイミングで、指定管理者による運営に戻すこととしています。区民会館の指定管理者と、区民交流スペース等の運営事業者を同一にすることは、事業運営の一体性保持のうえでは有益ですが、必要となる人員やノウハウの確保等、事業参画条件が厳しくなることを想定し、それぞれ選定することとします。

事業者の選定方法は公募を原則とし、今後業務仕様の詳細化にあわせ設定します。

事業の枠組み図	東 1 期棟						東 2 期棟 (区民交流室は西 2 期棟・西 3 期棟設置分を含む)				外構
	区民会館			庁舎							
事業/施設	区分	ホール	集会室	練習室	ラウンジ	エントラン スホール	区民交流 スペース	区民交流室	ピロティ	屋上庭園	広場
区民活動 交流事業				業務委託							
文化事業	指定管理										
みどり事業				業務委託							
全体調整	業務委託										

※基本的な業務分担は上図のとおりとしますが、各事業において他の交流拠点施設を利用することがあります。また、上図の複数の委託業務については、一体的に発注します。

収支計画

区民利用・交流拠点は、ホール等の施設で使用料を徴収したり、事業・活動による利用・参加について一部有料にすることが想定されるため、収入が発生します。以下に一定の条件設定に基づく試算を示します。今後、事業者選定に向けた事業内容の詳細化、定量化等にあわせ、収支についても精査していきます。

試算条件

・拠点全体開設後の年間事業収支とする
・事業内容や運営日等は事業・活動計画に基づき設定する
・人件費等の単価は本計画策定時のものとする

単位：円

	区民会館	その他 (区民交流スペース等)	区民利用・交流拠点施設計
支出計	133,246,000	70,080,000	203,326,000
収入計	70,450,000	3,510,000	73,960,000
差引	62,796,000	66,570,000	129,366,000

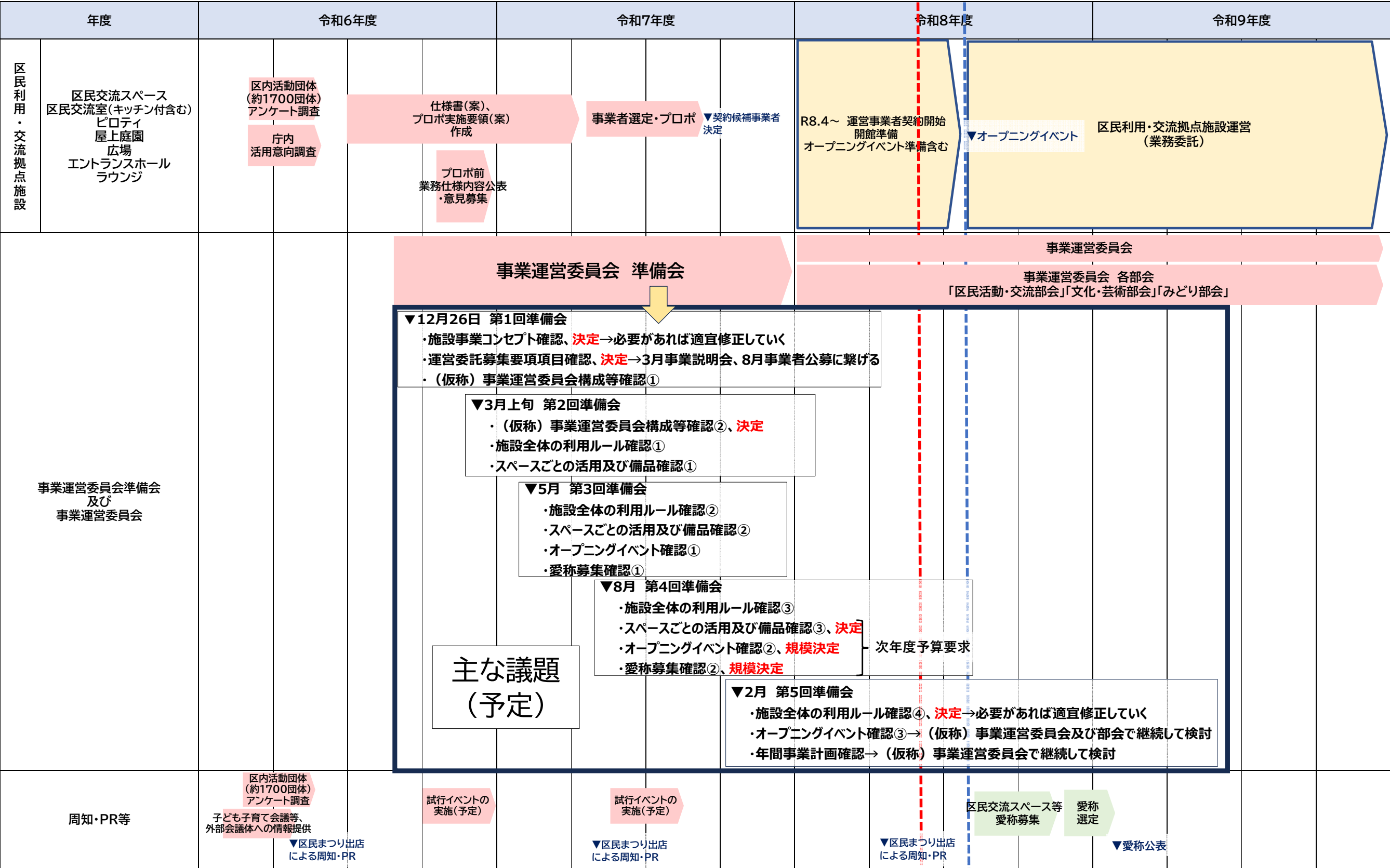
【第4章 全体開設に向けて（今後のスケジュール）】 ※今後の本庁舎等整備工事の進捗状況等により変更がありえます

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7～8年度	令和8年度	令和11年度
・本庁舎等整備1期工事竣工 ・事業運営実施計画策定	・区民会館開設（業務委託） ・事業者選定に向けた業務仕様等案公表・意見募集（区民交流スペース等） ・（仮称）事業運営委員会準備会委員公募・設置	・事業者選定（区民交流スペース等）	・指定管理者選定（区民会館） ・（仮称）事業運営委員会組成・設置	・指定管理者・事業者による開設準備 ・庁舎管理規則等関連規定整備 ・本庁舎等整備2期工事竣工 ・区民交流スペース等開設 ・指定管理による運営開始（区民会館）	・本庁舎等整備3期工事竣工 ・区民交流室（キッチン付き）開設

区民利用・交流拠点施設 開設までのスケジュール及び準備会での主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール

2期工事竣工 令和8年9～10月頃 ▼ 令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定



区民利用・交流拠点施設に関する活用意向調査結果まとめ(8月5日時点)

【アンケート概要】

1. 目的 現時点での施設の詳細や事業・活動内容について情報提供するとともに、施設での事業・活動内容やレイアウト、備品についての意向を確認し、より具体的な事業計画や利用ルール策定、レイアウト、備品調達等の検討の参考とする。
2. 実施月 令和6年6月
3. 調査対象 区内活動団体、庁内各部
4. 回答方法 インターネット、郵送、FAX
5. 質問内容 別紙「アンケート用紙」のとおり

【結果概要】

<区内活動団体>

1. 送付団体 1,739団体(前回 1,630団体)
2. 回答数 183団体(前回 278団体)
3. 回答率 10.5%(前回 17.1%)
4. 内意向有り 71団体(前回 127団体)
5. アンケート結果集計

①人数規模と活動意向

人数規模	ある	比率	ない	比率	総計
1人～5人	4	50%	4	50%	8
6人～10人	11	61%	7	39%	18
11人～30人	18	31%	41	69%	59
31人～100人	20	43%	27	57%	47
101人以上	15	32%	32	68%	47
未回答	3	75%	1	25%	4
総計	71	39%	112	61%	183

②設立年と活動意向

設立年	ある	比率	ない	比率	総計
5年以内	8	89%	1	11%	9
5年前以上	59	39%	92	61%	151
未回答	4	17%	19	83%	23
総計	71	39%	112	61%	183

人数規模が小さく、かつ、設立年が新しいほど活用意向が多い。活動場所を求めていると推察される。

③年齢構成と活動意向

年齢構成	ある	比率	ない	比率	総計
10代～20代	3	33%	6	67%	9
20代～30代	1	25%	3	75%	4
30代～50代	22	41%	32	59%	54
50代～60代	19	44%	24	56%	43
60代以上	21	33%	43	67%	64
未回答	5	56%	4	44%	9
総計	71	39%	112	61%	183

年齢構成と活動意向には相関性は見られなかった。

④活動地域と活動意向

	区内全域		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山		合計	
ある	39	74%	23	43%	12	41%	8	24%	12	41%	7	30%	101	46%
ない	14	26%	30	57%	17	59%	26	76%	17	59%	16	70%	120	54%

地域ごとの比率では世田谷地域が最も高いが、そこまで大きな差はなかった。一方、区内全域で活動している団体の利用意向は高かった。

⑤主な活動分野(通常の活動)と活動意向

子ども・若者	教育	健康	高齢者支援	障害者支援	防災
30 14%	12 6%	13 6%	27 13%	18 8%	15 7%

環境	リサイクル	みどり	経済	産業	文化
14 7%	12 6%	6 3%	3 1%	3 1%	14 7%

国際	スポーツ	平和	人権	コミュニティ形成	団体支援
6 3%	4 2%	5 2%	3 1%	16 7%	14 7%

総計 215 ※1団体ごとに複数分野選択してる場合、それぞれカウントしている。

⑥活動分野(拠点施設での活動)と活動意向

活動ジャンル	ある
子ども・若者	13
健康	9
障害者支援	9
文化	9
高齢者支援	6
団体支援	5
コミュニティ形成	3
リサイクル	3
環境	3
教育	3
スポーツ	2
サービス業	1
デジタル活用支援	1
みどり	1
国際	1
獣医療	1
防災	1

※拠点施設での活動意向及び団体の主な活動分野から活動ジャンルをあてはめて記載

⑦場所ごとの主な利用意向

場所	主な活動内容
区民交流スペース	セミナー、ワークショップ、交流会、会議、講座、相談会、展示、フェスタ、バザー
区民交流室	ワークショップ、交流会、会議、講習会、勉強会
広場	キッチンカー、スポーツイベント、野菜の販売
ピロティ	ワークショップ、スポーツイベント
屋上庭園	ワークショップ、自然栽培体験、自然と音楽に触れるイベント、展示
エントランスホール①	ボッチャ、展示、バザー
エントランスホール②	展示、バザー
ラウンジ	交流会、音楽講座、ポスターコンクール

6. レイアウトや備品についての要望

・区民交流スペース

広いキッズゾーン、防災備品の活用、分かりやすいサイン、混雑時の工夫、会議利用、喫茶利用、パンフレット置き場、ポスター掲示、Wi-Fi、展示パネル、パーテーション、PC、ホワイトボード、付箋、ディスプレイ、モニター、プロジェクター、スクリーン、机、椅子、

・区民交流室

ホワイトボード、モニター、プロジェクター、テキストの印刷、コピー、無線対応の複合機、備品収納スペース、プロジ

エクター、備品保管ロッカー、備品収納スペース、PC、ピアノ

・広場

物品の収納スペース、水道、机、椅子

・ピロティ

机、椅子、物品の収納スペース

・屋上庭園

動物コーナー、水槽、菜園スペース、雨でも濡れないスペース、冷風扇ミスト、日陰や屋根のあるスペース、電子ピアノ、机、椅子、物品の収納スペース

・エントランスホール

机、ベンチ、ポッチャのセット貸出、自動冷温お茶提供機

・ラウンジ

コンセント、ピアノ、車いす対応テーブル、机、椅子、展示用パネル

7. 拠点施設に特に期待すること

様々な交流、関連団体との交流、異業種との交流、子どもが集まれるイベント、子育て世帯が利用しやすい場、人が集まりやすい、イベント実施時に集客が見込める、当日ふらっと行って空いてれば打ち合わせできる、交通手段の充実、予約のしやすさ(混み具合、HPの見やすさ、分かりやすさ等)、スムーズな申請、予約枠と当日フリー利用枠を別々に設ける、会場予約が1年、または半年前から可能、ルールが厳しすぎないこと、区内の市民活動に精通した人の常駐、問い合わせへの迅速な対応、サポートを受けられる、区内事業や活動のPR拠点である、イベントや団体を紹介するチラシ、ポスター掲示、必要な情報が簡単に得られる、イベント実施時の情報発信のサポート、活動後の打ち上げ、活動相談、関係所管へのつなぎ支援、団体間での円滑な情報共有の場の提供、定期的なフリマ開催、音楽が楽しめる、衛生的、多言語ガイドが可能な総合案内がある、多目的利用に必要な設備や備品が揃っている、キッズフレンドリーなスペースが整備されている、ペットフレンドリーなスペースが整備されている、バリアフリーである、安全である(危険な行為の制限等の明確な掲示)、障害の有無に関わらず誰もが気軽に散歩がてら立ち寄れるような魅力ある場所

8. 運営事業者に特に求めるもの

月1回の団体間の交流会、区報や SNS 等での情報発信、チラシの常設、デジサネでの活動報告、動画作成等の技術的支援、関連団体や区担当所管への紹介やマッチング支援、イベント実施時のサポート、IT機器等設定支援、マッチング支援として団体情報を登録しておきその内容を別団体が見られるようにしてほしい、気軽に相談できる、イベントに必要な業者の紹介(チラシ、衣装、機材等)、困りごとの相談、スタッフは経験豊かな人材を期待、イベント実施時の協力メンバーを募れる仕組み、繋いでくれるコーディネーター的存在、1回の利用のために複数回出向かなくてよいこと、予約状況が一目で分かる、特定の団体に偏らないようにしてほしい、活動団体が使いやすいだけでなくオフィスにいる行政職員が参加協働を体験したり、垣間見ることのできる場になるとよい。

9. その他、ご意見等

発災時にはNPOが連携する拠点として活用させてほしい、定期的な事業実施のための保管スペースが欲しい、文化芸術を応援する場にすべき、特定団体だけが使うようにならないでほしい、イベントの参加費を徴収するイベントの開催を許可してほしい、利用申し込みが煩雑でないこと、広報するにも会場が早くから決まっていなくて動けない事が多いので、非営利の有益な研修については、早期から優先的に利用させてほしい。

＜庁内＞

1. 対象所属 37部
2. 活用意向有り所属 10部
3. 主な利用意向 各事業の啓発講座やセミナー、相談会や作品展示、以前中庭広場等で実施していたイベント等の利用意向があった。なお、生活文化政策部においては、いきいきせたがや文化祭、生涯現役フェアなどイベントの実施を想定している。

＜利用率＞

区民交流スペースや区民交流室については、土日祝、平日の日中は一定の利用意向あり。夜間の利用意向は少ない。

広場や、ピロティ、屋上庭園については、土日祝は一定の利用意向あり。平日の利用意向は少ない。

エントランスホール、ラウンジについては、レリーフのある大きなエントランスホールは、土日祝は一定の利用意向があるものの、肖像画のある小さなエントランスホール、ラウンジは総じて利用意向が少ない。

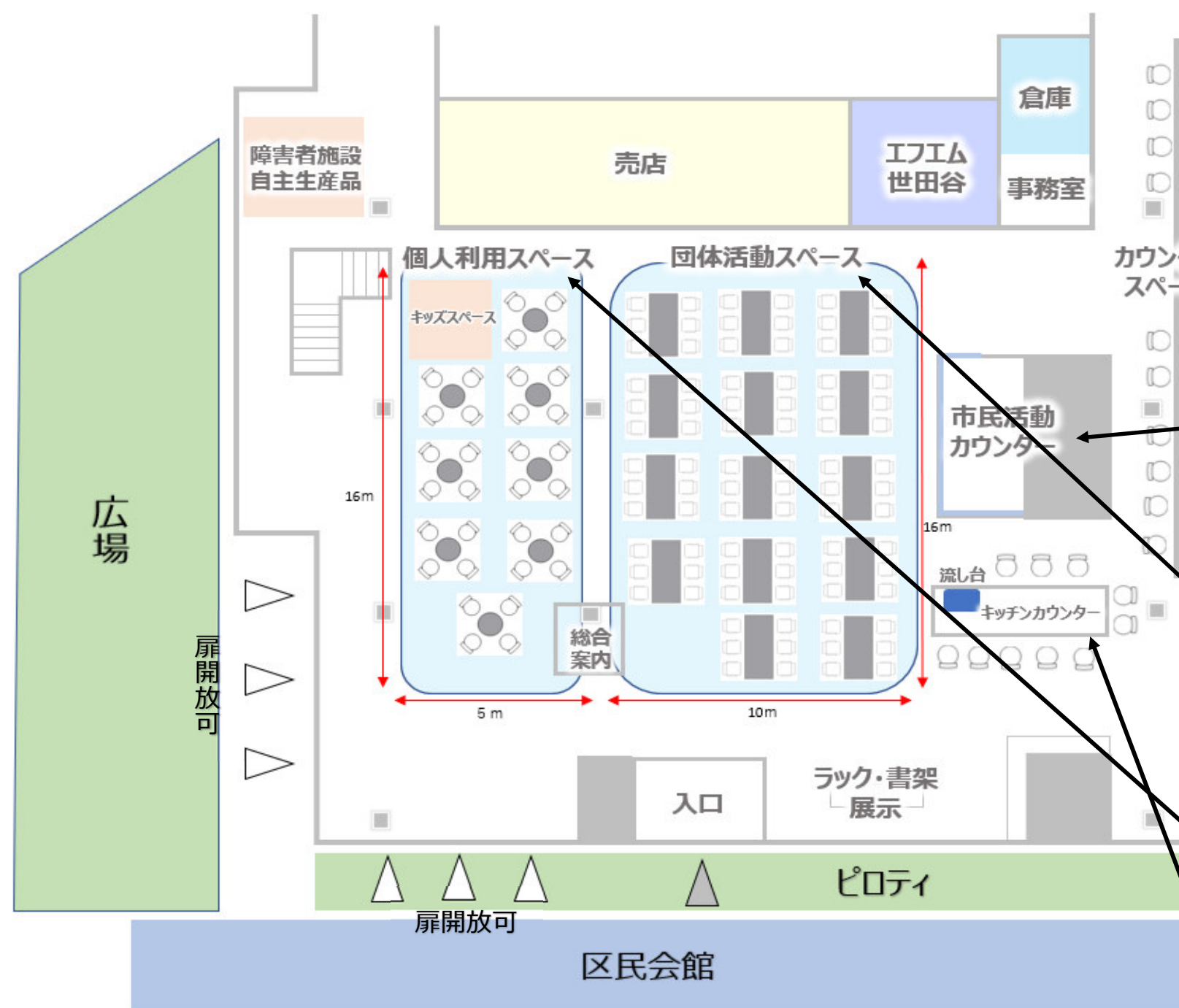
区分	区民交流スペース	区民交流室	広場	ピロティ	屋上庭園	エントランスホール①	エントランスホール②	ラウンジ
全体	32.3%	25.7%	11.7%	5.2%	12.1%	6.1%	3.2%	3.0%
日中(9時～17時)	48.7%	39.2%	11.7%	5.2%	12.1%	9.3%	4.6%	2.9%
夜間(17時～22時)	6.1%	4.2%	—	—	—	1.1%	1.1%	3.3%
平日	29.5%	18.0%	5.4%	4.3%	9.7%	4.6%	2.0%	2.8%
平日日中	44.3%	26.4%	5.4%	4.3%	9.7%	7.2%	3.0%	2.1%
平日夜間	5.8%	4.5%	—	—	—	0.3%	0.3%	4.0%
土日祝	38.3%	41.9%	24.9%	7.1%	17.0%	9.5%	5.9%	3.4%
土日祝日中	58.0%	65.9%	24.9%	7.1%	17.0%	13.7%	7.9%	4.5%
土日祝夜間	6.7%	3.4%	—	—	—	2.8%	2.8%	1.7%

※区民交流室は4部屋あるが、4で除せず1つの活動場所として集計

※活動詳細が不明なもの等も推測で入力。

○区民交流スペースのレイアウトイメージ及び利用想定(案)

資料6-1



- 交流スペース共通事項
- ・年末年始を除く9時～22時まで開所
 - ・個人及び団体ともに埋込式電源及びwi-fi利用可
 - ・売店や持ち込みでの飲食飲酒は可(交流スペース全体含む)
※大声や他利用者への迷惑行為を行った場合、
庁舎管理規則に沿った対応(警告や退去命令等)を行う

- カウンタースペース
- ・個人での学習利用や休憩スペースとして想定
 - ・電源、卓上ライトを用意

- 市民活動カウンター
- ・運営事業者(委託)が常駐
 - ・拠点施設全体の管理、団体への相談業務や活動支援を実施
 - ・相談カウンター及び執務スペースを用意

- 団体活動スペース
- ・打ち合わせやワークショップ、セミナー等の様々な活動に
利用できるよう可動しやすい家具や埋込式の電源を用意
 - ・団体登録の上、予約手続きなし、当日受付で利用可
予約が必要な活動は事業者にも事前相談が必要
 - ・一部の活動を除き原則無料
 - ・公益性を有していれば営利活動も可

- 個人利用スペース
- ・登録や手続きなしで利用可
 - ・役所に手続きに来た来庁者や学生の憩いの場として想定
 - ・スペースを大きく使う団体活動がある場合には、
個人利用を制限することも想定

- キッチンカウンター
- ・WSで使用した物品等の洗浄等に使用することや、
交流会等で飲食を伴う活動後に飲料を流すこと等を想定
 - ・流し台、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気ケトル等を用意
 - ・飲食営業や火を使った調理は不可

- 広場や区民会館との一体的な利用
扉を開放することにより、広場、ピロティ等を一体的に活用することが可能

区民交流室

R8年度開設(キッチン付き区民交流室のみR11年度)

西棟2階
各室とも概ね
定員10〜15名程度

東棟2階

R8年度開設

R11年度開設

キッチン付き
区民交流室

テラス

60㎡

運営時間	9時〜22時
特徴	場所が離れており、ブラインドカーテンもあるため、比較的クローズな活動も可能。R11にはキッチン付き交流室も整備予定。
想定する活動内容(例)	交流会、ワークショップ、会議、シェアオフィスとしての利用、子ども食堂(キッチン付き交流室)、飲食(火気使用不可)
設備・想定する備品(例)	wi-fi、電源、テーブル、椅子、ブラインドカーテン、ホワイトボード、スクリーン、キッチン用設備一式

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

区民交流室

区民交流室出入口

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

広場、ピロティ

R8年度開設

東棟1階

広場
1,600㎡

ピロティ
680㎡

区民交流スペース

※ピロティ及び広場の一部(テラス等による屋根がある部分)は雨天時でも活用可能。

運営時間	24時間通行可能 ※活動を行う場合は、9時〜17時
特徴	交流スペースと隣接し一体的な活用が可能。庁舎の中央及び松陰神社前駅からの来庁者の導線に位置し、多くの区民が行き来する。
想定する活動内容(例)	周年記念事業、〇〇祭り、バザー、マルシェ、キッチンカー、ダンスイベント、スポーツイベント、健康体操、ヨガ教室、飲食(火気使用不可)
設備・想定する備品(例)	wi-fi、電源、散水栓、水道、マイク、スピーカー、テント、パラソル、テーブル、椅子、ミストシャワー

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

広場

ピロティ

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

屋上庭園

R8年度開設

東棟6階

屋上庭園
1,335㎡(機械室等を除くと約1,000㎡)

芝生広場
約270㎡

白陰樹+緑台

※今後の検討により変更となる場合があります。

運営時間	9時〜17時
特徴	花壇や芝生広場、長ベンチ等の設置により区民の憩いの場となる快適な空間を創出。
想定する活動内容(例)	芝生広場を活用した研修会(セミナー)、ワークショップ、植栽等の体験事業、環境やみどりに関するイベント、健康体操・ヨガ教室、飲食(火気使用不可)
設備・想定する備品(例)	wi-fi、電源、花壇、芝生広場、水道、ベンチ、テーブル、椅子、テント

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

芝生広場

日陰樹+長ベンチ

掲載画像はイメージです。

- ・会議等も基本は活動が見えるオープンな区民交流スペースを案内し、交流スペースで活動できない場合や秘匿性の高い会議等の際に利用
 - ・区職員のための利用は不可
- ・ガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能
 - ・出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくする。
- ・一般区民にも開放
 - ・主に芝生広場を活用した活動を予定
 - ・一部区民が管理に参加する花壇も用意する予定

エントランスホール

R6年度開設
(※拠点施設としての運用開始はR8年度)

東棟1階

エントランスホール①(庁舎) 390㎡
※実利用は約230㎡

エントランスホール②(庁舎) 125㎡
※実利用は約70㎡

ホワイエ(区民会館)

※エントランスホールは区民会館と隣接していますが、本庁舎の一部として総合案内も配置しており、特に松陰神社前駅から来庁される方の玄関及び導線となります。

運営時間	9時〜22時 ※開設までの間は活動を伴わない個人利用を想定
特徴	ガラス張りでの区民会館に隣接し一体的な活用が可能。ホール①は明るく開放的な2層吹き抜けでレリーフや前川園男氏のギャラリーあり。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
想定する活動内容(例)	音楽イベント、展示、物品販売、ダンス・スポーツイベント(ポッチャ等)、物産展、飲食(火気使用不可)
設備・想定する備品(例)	wi-fi、電源、テーブル、椅子、可動型のポッチャコート

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

エントランスホール①

エントランスホール②

実際の写真

ラウンジ

R6年度開設(※拠点施設としての運用開始はR8年度)

東棟2階

ラウンジ
155㎡

ピアノ

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

運営時間	9時〜22時 ※開設までの間は活動を伴わない個人利用を想定
特徴	ガラス張りでの区民会館に隣接し一体的な活用が可能。幕間にくつろいだり、購入した物の飲食が可能。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
想定する活動内容(例)	区民会館利用とあわせ幕間の休憩、交流スペースやエントランスホールで実施するイベント、売店等で購入した物の飲食(火気使用不可)、他場所も活用した婚活イベント
設備・想定する備品(例)	wi-fi、電源、カウンター(流し2か所)、テーブル、椅子、簡易な電子レンジ・冷蔵庫・電気ケトル、ピアノ

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

ラウンジ

ピアノ

実際の写真

区民会館ホール・練習室・集会室

R6年9月開設

区民会館2階

区民会館1階

区民会館地下1階

区民会館ホール

練習室

集会室

区分	定員	主な設備
区民会館ホール	933名 前舞台利用時：902名	舞台器具、フルコンサートグランドピアノ
集会室	A:100名 B:57名 A/B併合時:157名	マイクロホン、プロジェクター、DVDプレーヤー、スクリーン、TVモニター
練習室	A:40名 B:20名	A:ピアノ、鏡 B:ドラムセット、アンプセット、デジタルピアノ、鏡

※区民会館ホール・集会室・練習室は令和6年9月に開設しています。施設の概要や申し込み方法の詳細について以下の世田谷サービス公社ホームページより確認ください。

<https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/setagaya/>

二次元コード

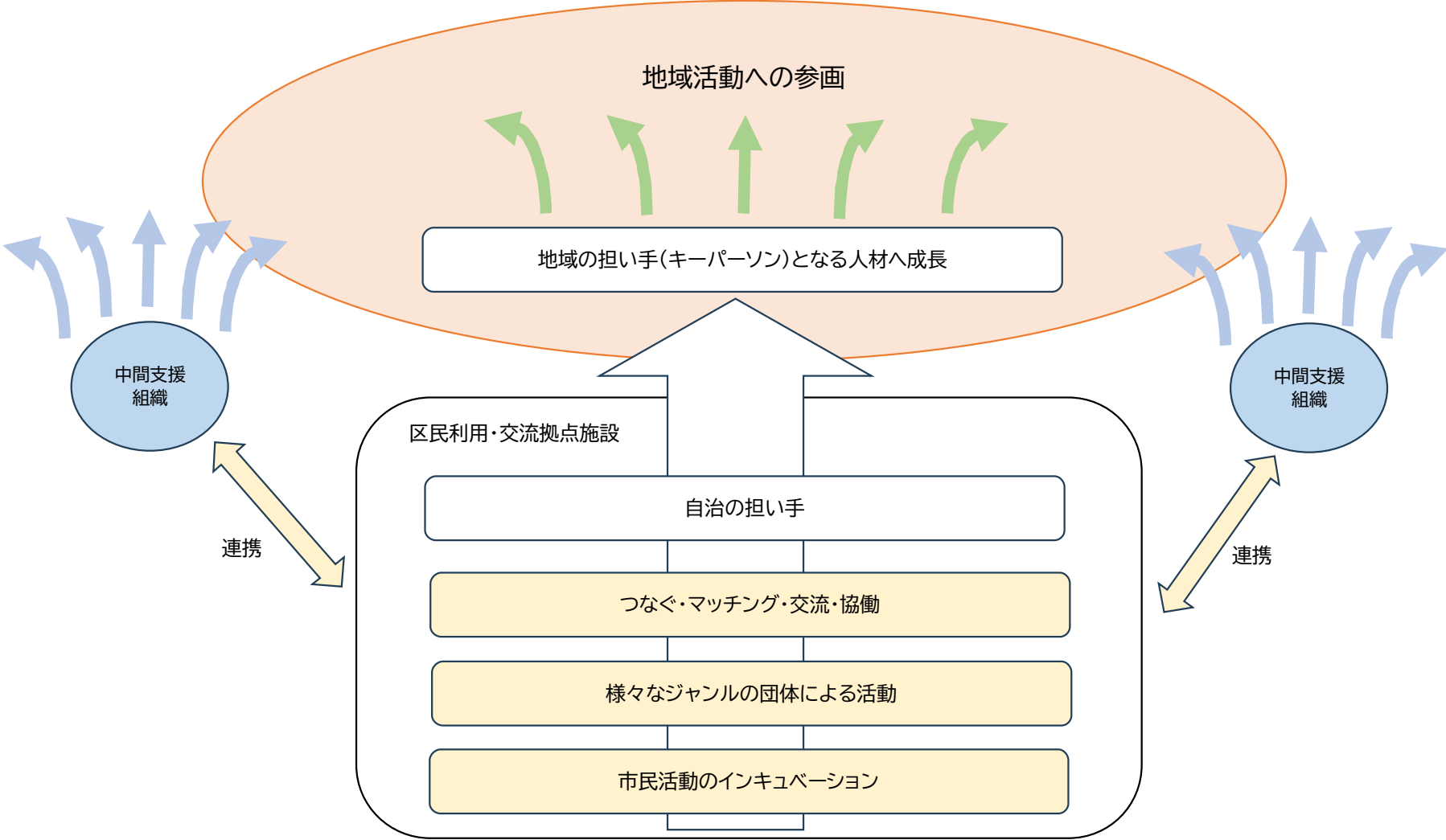
区民会館ホール

練習室

集会室

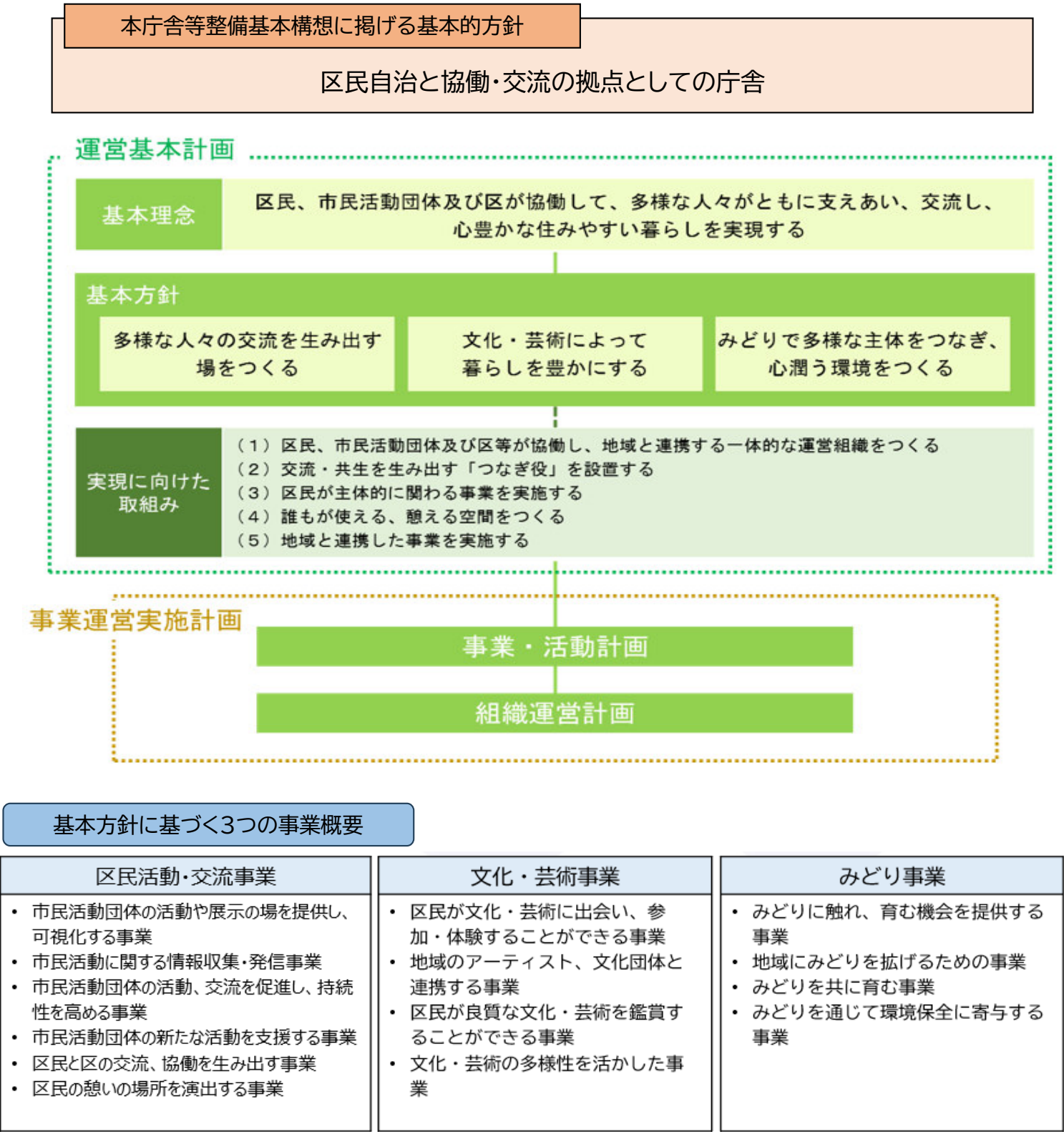
実際の写真

- ・区民会館に隣接しているが、本庁舎として位置付け
 - ・テーブル、椅子は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
- ・区民交流スペース等運営委託とは別に契約。現在は業務委託だが、将来的には指定管理とする予定。全体調整業務は区民交流スペース等運営委託事業者が担う予定。
 - ・利用の際には条例等に定める手続き及び使用料が必要。



○区民利用・交流拠点施設事業コンセプト

資料7-2

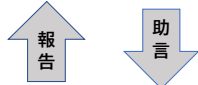


No.	コンセプト(拠点施設運営にあたってのポイント)
1	本庁舎にある利点を生かし、区民、団体、区職員が施設で行われる様々な活動に参加し、交流や協働が生まれることにより、課題やニーズをよりの確に捉え、施策への反映や区が抱える課題の解決に繋げていく。
2	ルール等は固定化しすぎず、随時利用団体や区民からの意見徴取や、利用状況等の分析を行い、区、運営事業者、区民、団体で構成する(仮称)事業運営委員会で一体的に協議し、適宜柔軟にルール等の見直し(トライ&エラー)を図ることにより、様々な意見を反映しよりよい場所にしていく。また、(仮称)事業運営委員会委員は再任の回数を制限するなど長期の固定化を避け、様々な意見を取り入れられるようにしていく。
3	運営事業者は、場の提供や情報発信、相談対応等の団体活動の支援を始め、区民、団体及び区とのマッチングや交流の機会を創出するつなぎ役の機能を担う。
4	開庁時や閉庁時に関わらず、定期的かつ魅力的なイベント実施等により区役所に賑わいを創出し、人が常に集まってくるような施設にしていく。また、公益性を有する活動であれば営利での活動も妨げない。
5	区民交流スペースを中心としたガラス張りで行われる活動がクローズなものではなく、オープンなものとなり、誰でも参加し多様な経験や新しい経験の機会を創出する場とするため、原則として事前に場所を確保・占有できる予約受付は行わず、団体が当日申請で利用する形を基本とし、また、多くの交流が生まれるよう、活動場所の利用調整を行う。
6	単なる施設の提供ではなく、市民活動の拠点として活動が幅広く行われ、また、多くの団体や区民に利用してもらい交流に繋げていくため、団体が活動する際の予約手続きは簡便なものとし、かつ、一部の活動を除き利用料金は原則無料とする。
7	団体活動だけでなく、用事があって区役所に来た方や、学生、地域の方、障害のある方等が、誰でも気軽に立ち寄れ、思い思いの時間を過ごせるような空間づくりを行う。また、時節や過ごし方の変容等に合わせてレイアウトを変えるなど、いつも居心地よく、楽しい空間としていく。

主な業務	内容	補足等	事業者から提案を 求めるもの
1. 開設前準備業務	運営内規及び利用案内等の作成		
	利用受付システム(団体登録・空き状況共有・利用予約)構築		
	キャッシュレス決済システムの構築		
	オープニングイベント		
	愛称募集準備		
	見学会の実施		
2. 施設運営管理業務、利用調整受付業務	日常管理業務		
	年間事業計画の作成	区の公用事業、事業者の自主的な事業を中心とした、年間事業計画を作成する。	
	施設全体の利用調整業務	【団体】 ①様々な世代、多くの団体が利用できるように、また最大限の活動ができるよう場所や日時含めた利用調整を行う。 ②利用団体登録データや、利用案内をする中で利用団体と顔なじみとなっていく関係性を活かし、他の団体活動を伝えたり、団体同士を紹介するなど日頃から団体に声掛けを行い、交流やマッチングの機会を創出する。 【個人】 居心地の良い空間づくりを意識しつつ、区民参加、交流、協働につながるよう、活動への参加の呼びかけも行う。場合によっては団体活動を優先し一部利用の制限を行う(利用調整を行う)。 【全体】 ガラス張り仕切りのないオープンな空間である区民交流スペースを中心に、様々な活動が見れたり触れられたりするような空間を作る(利用調整を行う)。	【団体】②の交流やマッチング 機会を創出する手法
3. 市民活動支援業務	「交流拠点施設」でのスタートアップ支援 【対象:活動経験のない団体等】	①相談対応を通して拠点施設でやりたいことなどを具体化し、活動をサポートする ②新たに活動を始めるきっかけとなるような説明会等を実施し活動を掘り起こす	①、②以外の新たな支援メニュー
	「交流拠点施設」で実施する活動への企画・提案及びマッチング支援 【対象:活動経験のある団体等】	活動経験のある団体に対して、活動がより広がりバージョンアップするような、関連団体や関連所管とのマッチングや企画提案を行い、交流拠点施設に活動を誘致する。	
	「交流拠点施設」利用団体の情報発信支援	①交流スペース内のデジサネを活用して、利用団体の交流拠点施設での活動を情報発信しサポートする。 ②交流スペース内にて団体の広報物などを配架し情報発信支援をする。 ③SNS等を活用した「交流拠点施設」利用団体の情報発信支援	③の情報発信支援の手法
4. 賑わい創出や憩いの場の創出	広場を活用したイベント等の実施	(事例案) 週1回のマルシェ等による定期的なイベントの実施	広場を活用した賑わいイベントの内容
	居心地の良い、楽しい空間の創出	団体個人を問わず誰もが気軽に利用できる、楽しい空間づくりをする。 ・飲食ができる休憩や歓談スペースの提供 ・個人で勉強や仕事等で利用できるスペースの提供など	
5. 広報活動業務	リーフレット、チラシ、ポスターによる交流拠点施設事業の周知・PR		
	「交流拠点施設」HPやSNSによる事業の周知・PR		
	「交流拠点施設」広報誌の発行		
6. 事業運営委員会事務局運営	委員会の開催・運営事務		
7. 運営委員会部会イベント(事業)の実施	各部会で検討する交流拠点全体を活用した「(仮称)市民活動フェア」イベントや、拠点施設での継続的な活動につながる事業(仕掛け)の実施	委員会各部会(「区民活動交流・文化部会」及び「みどり部会」)の提案や意見を踏まえて、多くの区内団体等の参画を図りながら、団体の活動がPRでき、また団体同士等の交流を創出する「(仮称)市民活動フェア」イベントの開催や拠点施設での継続的な活動につながる事業(仕掛け)を実施する。	
8. 区への事業実施結果報告			

令和6年12月～令和8年3月										
事業運営委員会準備会 委員名簿										
		役割等	No	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	備考	議題等
事業運営委員会 準備会	委員	○当日参加あり ○令和8年4月より 「委員会」への参加を想定	1	1	学識経験者	デザイン、市民参加	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	R4検討委員会副委員長、 R5ワーキンググループ委員	【主な議題】 ○「交流拠点施設事業コンセプト」の確認 ○「事業運営委員会」設立準備について ○開館までの施設PR・周知（試行イベント等） ○年間事業計画の検討 ○拠点施設の利用ルール、備品等の検討 ○オープニングイベント案検討 ○愛称募集（案）検討 【開催頻度】 令和6年度2回（12月、3月） 令和7年度3回 【任期】 準備会の委員、オブザーバー委員の任期は令和8年3月まで（1年4か月）
			2	2	学識経験者	文化・芸術	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	R4検討委員会委員長、 R5ワーキンググループ委員	
			3	3	学識経験者	みどり	福岡 孝則	東京農工大学地域環境科学部造園科学科教授	R4検討委員会委員、 R5ワーキンググループ委員	
			4	4	区内活動団体	区民活動	柴田 真希	NPO法人まちこらば代表理事	R4検討委員会委員	
			5	5	区内活動団体	団体支援	福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事		
			6	6	区内活動団体	区民活動、子ども	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	R4検討委員会委員	
			7	7	事務局	行政	部長	生活文化政策部長		
			8	8	事務局	行政	課長	市民活動推進課長		
			9	9	事務局	行政	課長	障害施策推進課長		
			10	10	事務局	行政	課長	文化・国際課長		
			11	11	事務局	行政	課長	庁舎管理担当課長		
			12	12	事務局	行政	課長	みどり政策課長		
	オブザーバー委員	○当日参加なし ※意見聴取のため、事前に案件共有し、意見シートの提出により参加 ○令和8年4月より 「各部会」への参加を想定	13	1	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長		【主な議題】 ○「（仮）市民活動フェアイベント」企画助言・参画検討 ※上記イベントには文化・芸術に参加・体験できたり、地域アーティストや文化団体と連携し活躍の場を提供するような内容も検討する。 ○利用状況等についての意見 ○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討 【開催頻度】 年3回程度
			14	2	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表		
			15	3	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長		
			16	4	学生（若者）	—	石 快晟	国士館大学（NPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA））		
			17	5	学生（若者）	—	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」（学生ボランティアネットワーク）		
			18	6	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会		
			19	7	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会		
			20	8	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者		
			21	9	区内活動団体		検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者		
			22	10	中間支援組織	団体支援	代表者	公益財団法人せたがや文化財団		
			23	11	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	R4検討委員会委員	
			24	12	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木のづくりネットワーク代表理事		
			25	13	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり		

令和8年4月～						
(仮称)事業運営委員会 委員名簿(案)						
委員会	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
	1	学識経験者	デザイン、市民参加	齋藤 啓子	武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授	【主な議題】 ○事業運営方針の策定・改定等 ○年間事業計画の検討 ○拠点施設の利用ルール等の検討 ○拠点施設の利用状況の共有(日常の利用状況、アンケート結果分析等の確認)
	2	学識経験者	文化・芸術	曾田 修司	跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授	
	3	学識経験者	みどり	福岡 孝則	東京農工大学地域環境科学部造園科学科教授	
	4	区内活動団体	区民活動	柴田 真希	NPO法人まちこらば代表理事	【開催頻度】 年3回程度
	5	区内活動団体	団体支援	福永 順彦	一般財団法人世田谷コミュニティ財団代表理事	
	6	区内活動団体	区民活動、子ども	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事	
	7	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者	
	8	事務局	行政	部長	生活文化政策部長	
	9	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	



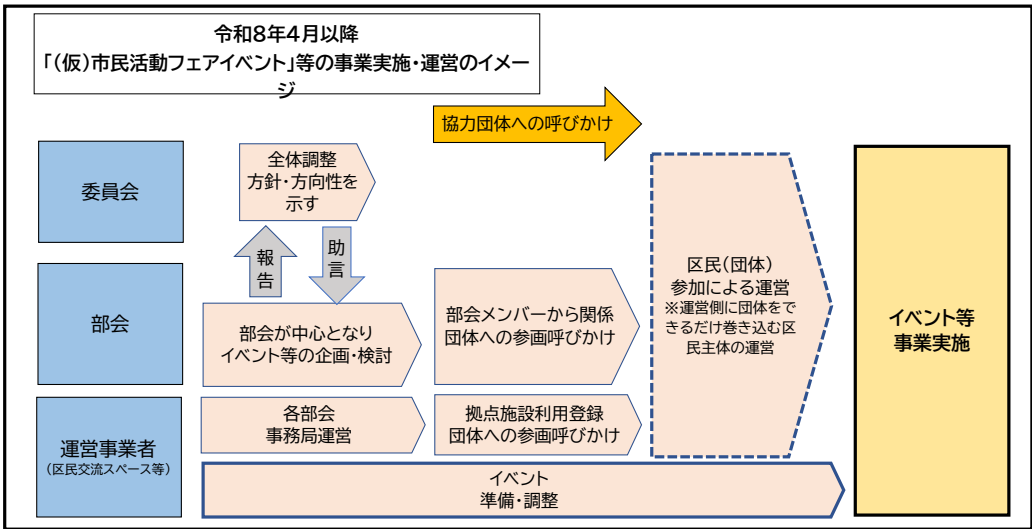
	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等	議題等
「区民活動・交流」及び「文化・芸術」部会	1	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会（★）	【主な議題】 ○「（仮）市民活動フェアイベント」企画助言・参画検討 ※上記イベントには文化・芸術に参加・体験できたり、地域アーティストや文化団体と連携し活躍の場を提供するような内容も検討する。 ○利用状況等についての意見 ○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討 【開催頻度】 年3回程度
	2	中間支援組織	団体支援	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（★）	
	3	区内活動団体	賑わい創出等	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	
	4	区内活動団体	シニア活動	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	
	5	区内活動団体	障害者関連団体	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	
	6	学生（若者）	—	代表者	学生ボランティアネットワーク	
	7	学生（若者）	—	代表者	NPO法人国際ボランティア協会（IVUSA）	
	8	区民（公募）	—		公募区民	
	9	事務局	行政	課長	市民活動推進課長	
	10	事務局	行政	課長	障害施策推進課長	
	11	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者（★）	
文化・芸術部会	1	中間支援組織	団体支援	代表者	公益財団法人せたがや文化財団（★）	【主な議題】 ○「（仮）市民活動フェアイベント」企画助言・参画検討 ○利用状況等についての意見 ○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討 【開催頻度】 年3回程度
	2	区内活動団体	賑わい創出等	検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
	3	区内活動団体		検討中	「文化・芸術関係」区内団体関係者	
	4	事務局	行政	課長	文化・国際課長	
みどり部会	1	中間支援組織	団体支援	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり（★）	【主な議題】 ○「（仮）市民活動フェアイベント」企画助言・参画検討 ○利用状況等についての意見 ○拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討 【開催頻度】 年3回程度
	2	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	
	3	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木のづくりネットワーク代表理事	
	4	学生（若者）	—	代表者	学生ボランティアネットワーク	
	5	学生（若者）	—	代表者	NPO法人国際ボランティア協会（IVUSA）	
	6	区民（公募）	—		公募区民	
	7	事務局	行政	課長	庁舎管理担当課長	
	8	事務局	行政	課長	みどり政策課長	
	9	事務局	運営事業者	代表者	区民交流スペース等運営事業者（★）	

★は各部会の中心となる団体等

事前説明時のご指摘を踏まえ、全部会合同でのイベント実施へ変更及び、拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等の検討を追加しています。

○任期について

任期は2年とする。再任は可能だが、2回までとする（最長6年）。委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。



氏名		所属	施設事業コンセプトへの意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	コンセプトNo.2 意見聴取や利用状況分析は、実施者・分析者の専門分野(背景)によってアウトプットが変わることが予想されます。分析のデザインが丁寧にできると良いと考えます。 コンセプトNo.3 運営事業者がよき「つなぎ役」となることで、既存の行政サービス(相談窓口)が適切に利用されることが重要だと考えます。 既存サービスで相談対応が難しいことも、運営事業者が相談窓口として完結してしまうことがないよう、関係する担当窓口を巻き込んで対応していく姿勢をもつことが肝要 と考えます。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	H. ルフェーヴルは、『都市への権利』で「都市はすべての住民がアクセスできる共有財(accessible commons)」と定義している。その見地からすれば、本庁舎もその一部である区民利用・交流拠点施設も、当然にコモンである。私は、令和5年度「運営基本計画」の「実現に向けた取り組み」の第一に、「区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる」が掲げられていることの意味は大きいと思う。先日、私が関わる区の提案型協働事業の一環で、東棟屋上庭園に関する区民ワークショップを開催し、駒澤大学の李教授に「市民的コモンズ」について講演していただいた。「入会地」などの伝統的コモンとは一線を画する今日的コモンにおいて、市民の役割や課題について講じていただいたのだが、極めて示唆的であり、いずれ本委員会でも学ぶ機会を作ればよいと思っている。 私の理解では、「市民的」というのは「市民だけ」を意味するのではない。市民の参画は不可欠だが、むしろ行政や事業者などのステークホルダーとの協働体制こそが、今日的コモンを成功に導くのであり、また、単に利活用だけではなく、管理・運営における一定の市民の関与が要請される。 令和5年度「運営基本計画」には、「区民利用・交流拠点施設全体への区民参画のあり方と併せて、緑化空間をコモンのように共同管理することについて検討し、試行する」旨、明記されていた。7つのコンセプトからは、ややこの点が希薄になっているように思われるのだが、杞憂であることを願う。 なお、西棟屋上庭園について、「運営基本計画」には「みどりの振興活動には有効な施設です」と明記(P.18)されていながら、当面、限定開放の予定であるため、今般の区民利用・交流拠点施設の対象外となっているのは、残念である。私は、当初、一般開放が難しいなら、「職員専用スペース」として活用すればよいと思っている。「汽水域」はよい考え方だと思うが、職員が区民の目を気にせず休憩をしたり、時には室外でリフレッシュしながらミーティングを行う、そのような場であってもよいのではないか？ せっかくの空間をnon-accessibleにするのはもったいない、コモンとしての利活用を目指すべきであるし、その管理・運営には、市民が関与できるようにすれば尚よいと思う。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	コンセプトに「見出し」を付け、説明文もより適切に書くと分かりやすい。 1.区民、団体、区職員の活動参加・交流・協働で課題・ニーズ把握と施策反映や課題解決に寄与 本庁舎にある利点を生かし、区民と団体さらに区職員も施設で行われる様々な活動に 積極的に 参加し、交流や協働が生まれることにより、課題やニーズをよりの確に捉えられるようになり、区の施策への反映や課題の解決に繋げていく。 2.柔軟な見直しによる適切なルール策定 ルール等は固定化しすぎず、随時利用団体や区民からの意見徴取や、利用状況等の分析を行い、区、運営事業者、区民、団体が構成する(仮称)事業運営委員会で一体的に協議し、適宜柔軟にルール等の見直し(トライ&エラー)を図ることにより、様々な意見を反映しよりよい場所にしていく。 また、(仮称)事業運営委員会委員は再任の回数を制限するなど長期の固定化を避け、様々な意見を取り入れられるようにしていく。 3.運営事業者の役割(場の提供、情報発信、相談等団体活動支援、交流機会創出つなぎ役) 運営事業者は、場の提供や情報発信、相談対応等の団体活動の支援を行うとともに、区民、団体及び区とのマッチングや交流の機会を創出するつなぎ役の機能も担う。 4.賑わい創出(公益的営利活動も可) 開庁時や閉庁時に関わらず、定期的かつ魅力的なイベント実施等により 区役所に 賑わいを創出し、人が常に集まってくるような施設にしていく。 また、公益性を有する活動であれば営利での活動も妨げない。 5.区民交流スペースは当日利用申請方式、誰でも参加・オープンな活動スペースで新体験を創出 区民交流スペースを中心としたガラス張りで行われる活動がクローズなものでなく、オープンなものとなり、誰でも参加し多様な経験や新しい経験の機会を創出する場とするため、原則として事前に場所を確保・占有できる予約受付は行わず、団体が当日申請で利用する形を基本とし、また、多くの交流が生まれるよう、活動場所の利用調整を行う。 6.団体活動は原則無料で簡便な予約手続き ～幅広く多くの団体の利用と交流へ～ 単なる施設の提供ではなく、市民活動の拠点として活動が幅広く行われ、また、多くの団体や区民に利用してもらい 団体間 の交流、区民と団体の交流、区職員と団体・区民との交流に繋げていくため、団体が活動する際の予約手続きは簡便なものとし、かつ、一部の活動を除き利用料金は原則無料とする。 7.居心地よい楽しい空間 ～団体活動以外でも、誰でも～ 団体活動だけでなく、用事があって区役所に来た方や、学生、地域の方、障害のある方等が、誰でも気軽に立ち寄れ、思い思いの時間を過ごせるような空間づくりを行う。また、時節や過ごし方の変容等に合わせてレイアウトを変えるなど、いつも居心地よく、楽しい空間としていく。 (例:大型テレビで相撲やMLBなどスポーツ観戦など)

氏名		所属	施設事業コンセプトへの意見
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	コンセプトの基本理念、基本方針はとても素晴らしいと思います。 4. 営利での活動とは例えばどのようなものですか？また、公益性を有するかどうかの判断、営利活動の中の公益性の大きさなどの見極め等、考え方の基準のようなものが必要ではないでしょうか。 5. 区民交流スペースで行われる活動がオープンなものになるのは好ましいことだと思います。しかし、たしかに団体の事前予約は行わず当日申請の利用で交流も生まれるかも知れませんが、いくら利用調整をしても、トラブルも発生するのではないかと危惧します。心配のしすぎかも知れませんが、せめて簡単な事前届などがあれば、調整もしやすいのではないのでしょうか。 6. 予約手続きはぜひ簡便なものにさせていただきますよう、お願いいたします。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	No2.について、ルールを固定化せず試行錯誤を続ける姿勢を強く支持する。その上で、運営委員の再任制限については、前提として必要なこととしたとした上で、合わせてこれまでの経緯や試行錯誤の連続性を保つことができるよう丁寧なバックアップや仕掛けが必要と考えます。専業ではなく限られた時間で任にあたる運営委員に任せておいて、引き継ぎが十分になされるとは思わない方が良く、新人の委員はいきなり放り込まれた状態に近いものとしてケアしなければ、せっかくの試行錯誤も途切れ途切れの場合当たりのものになり、機能しないのではないかと心配します。とりわけ運営委員長といった立場の人の交代は委員長のキャラクターが前面に出る場合やその逆の場合もあるが、そうしたことに引っ張られる前に試行錯誤の連続性やそれを経ての現状の課題の共有など、運営委員長や委員の勝手な思いつきや思い込み、個人的意図や志向に引っ張られてしまうことのないよう、職員方によるケアが必要と考えます。 No4.について、公益性の定義が厳密に必要と思います。例えば普通に営利活動をしているスポーツジムやヨガ教室やダンス教室などが老人福祉や子供の何々、と公益らしいプレゼンテーションで活用することをOKとするのか？ その他教室や塾等も同様。たまたま区庁舎近くに立地しているそうした事業者にとってラッキーなこととならないか？ No.5、6について、似た内容、関連した内容なのでひとつにまとめては。予約手続きを簡便なものにすることには賛成ですが、その上で予約ありとなし、半々にしてはいかがでしょうか。予約なしを重視する意図は理解した上で、いくらかでも当日確実にそこを使える保証がなければ、重要な場合に活動をそこで行う予定に組み込むことができません。 No.7について、5、6とも関連しますが、拠点施設でいま起こっていること、これから起こること、をたまたま用事があって庁舎を訪れた人が、自然と知り、ちょっと立ち寄ってみよう、と思う人が一人でも二人でも増えるよう、庁舎全域にわたる仕掛けや工夫、意識の浸透が必要と考えます。そうでなければ、たとえば展示をしても区庁舎で行っているメリット(ベースとして期待できる人出、人流がある)はないも同然となり、集客力のない展示施設になってしまいます。そういう展示施設では魅力的な力のある展示者は展示をしなくなり、人の足はどんどんそちらに向かわなくなります。世田谷美術館で、美術館の企画展示を見に来た人のいったい何パーセントが、区民ギャラリーをついでにのぞいて帰るのでしょうか？ほとんどの人が区民ギャラリーをスルーしています。区民ギャラリーにひとりでも多く人を流そうという意識があるとは思えず、とりあえず看板を掲示しているだけ、といった状態が区庁舎でも起こるのであれば、施設・スペースの魅力が大きく減じることになるのではと心配しています。
学生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	個々に書いてあるコンセプトの内容に異論は無く良いものだと思いますが、根幹となるのにコンセプト7個は多い気がしました。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	・意見 この度の施設事業コンセプトにつきまして、私も賛同いたします。 特に、コンセプト2に記載されている通り、トライ&エラーを認める柔軟な運営方針は、従来のトップダウン的な施設運営と比較して、多様な意見を反映しやすい仕組みになると感じました。この仕組みにより、施設としての「現場感」を維持しつつ、利用者の実際のニーズに応え続けることができると考えております。 また、再任の回数を制限するというルールに関しましても、限られた人材に依存することなく、より多くの方が運営に関わっていただく機会を創出することができるので、多様な意見を反映しやすい仕組みになると感じました。施設運営に新たな視座をもたらし、停滞を防ぐと同時に、地域全体の協働意識を育むことができると考えます。 ・改善の提案 コンセプト5の予約受付を行わないという項目に関してですが、土日の一部スペースを事前予約制とし、平日や休日のその他のスペースについては当日申請で利用できる仕組みはいかがでしょうか。 例えば、ある団体がイベントや大人数での打合せを開催する場合、事前に日時と場所を確定させて告知する必要があります。しかし、当日申請のみの運用では、場所の確保が難しくなり、イベントの計画がしづらい状況が生じる可能性がございます。予約受付を原則として行わない方針ですと、施設に集まる団体や人数が少なくなる恐れがあります。よって、より多くの方が気軽にご利用いただける運営体制とするために、土日の一部スペースについては事前予約を可能とし、それ以外のスペースや平日を当日申請制とするのはいかがでしょうか。

氏名		所属	施設事業コンセプトへの意見
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	●コンセプト3 に関する改善提案 つなぎ役「運営事業者は」→「世田谷区及び運営事業者は」 拠点運営に関しては、市民活動推進課が当面関わると話されていたと記憶しています。 ハード整備でのまちづくりでは公園づくり等参加と協働の事例はありますが、市民活動領域での場づくりや協働・交流の経験値を蓄積し、上げていくためには、市民活動推進課の行政職員が積極的に関わることが大事なのではないかと思われます。 市民団体が体の良い事業者的パートナーではなく、協働・交流とは何かを体感的に得る絶好の機会として、ぜひ行政職員には継続的に関わっていただきたいです。 現在の表記は運営事業者任せの印象もあります。 交流拠点は「区民のため」だけではなく、ここをオフィスとするすべての行政職員やこのスペースの運営を統括し、参加と協働を進める市民活動推進課のための意義ある場所として意識いただきたいです。 ●コンセプト5及び6についての意見 世田谷トラストまちづくりには、公益信託世田谷まちづくりファンドという区民主体のまちづくり活動を支援する助成制度があります。公益信託制度は終了を予定していますが、令和7年度よりファンドの考え方を引き継ぐ財団独自の助成事業を実施していきます。 助成事業では、公開型の審査を実施するほか、助成団体同士の交流の機会を定期的に設け、縦割りになりがちな団体間のつながりづくりに取り組んでいます。 助成事業は、区民自治や協働・交流を促すという性質からも、この施設のコンセプトに一致する取り組みであり、交流スペースでの開催を希望しています。さらに助成事業の行事を通じて、毎年の助成団体が交流拠点のことを知るので、その後活用していく可能性も多いに含んでいます。 現在の市民活動推進課のご担当の方とはこの点について共有できております。しかし今後担当が交代されていく中で、特に当財団は都市整備領域の外郭団体であるため、いわゆる行政の領域縦割によって、助成事業の本交流拠点活用における位置付けについて、担保いただけるのが懸念です。
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	「本庁舎にある利点」とは何か。ふらっと来て参加できる施設を指向するようだが、駅前ではなく、わざわざ出向く動機づけを明示したい。運営委員の固定化を避ける方向性は賛成するが、どこも後継者不足であり、バトンを渡せる人を発掘して育て確保する取組みが欠かせない。 運営事業者には、区の課題を認識して高い識見で方向性を示して欲しい。イベントはそれなりの予算も必要で、ファンドレイズにしてもスポンサーに価値を提供できるかが鍵。公共の場での営利活動をどう担保するか。 既存団体は、年間の活動日を定めて参加者を確保している。一方、開館前に並んで図書館に1日占有している方もいる。活動は1人ではなく、複数の人で行うことで意味がある。そうした仕組みやしかけが必要。居心地よく楽しい空間はともかく、学生向け、さらに社会人向けの自習室を設けて区民の学びを支援することは有効と考える。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	近隣にお店等商業施設が少ないロケーション故、この場が自由に気軽な居場所となることが望ましい。 その点、学生等若い世代が気軽に活用したり、おしゃべりや勉強などで居ることができる場が少ないことから22時までの開館等としてはどうか？ なお、ユニバーサルデザインに配慮した設備・備品・導線とし、国籍、障害の枠を超えた交流の場となることを期待する。 例：誰でも自由に使用できるパソコンにUD機能を搭載する（読み上げ機能など）
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・柔軟な施設利用を可能とする考え方に賛成します。 ・一方、「事前に場所を確保・占有できる予約受付は行わず団体が当日申請で利用する形を基本」という点については、活動の予定が立てられず、施設近隣の団体が結果的に占有してしまう可能性や、いわゆる「浅い」内容の利用ばかりになりかねない懸念もあると考えます。 ・事前予約による計画的利用と、当日申請可とすることによるカジュアルな利用のバランスをいかにとるかを、検討する必要があるように思われます。 ・営利での活動を一律に妨げないことには賛成です。政治や宗教そのものは不可なのかもしれませんが、その性格を一部に有する場合どの程度まで許容するか、事前に議論しておく必要があると考えます（例：イベントも可、ラック配架までは可、など段階を設けることも考えられます）。

氏名		所属	運営委託募集要項項目案への意見
団 体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	事業実施にあたって連携できる関係機関や、連携したい連携先を伺うと事業者の像が見える気がしました。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	「部会」のみならず、一般市民の意向やアイデアが汲み上げられ・反映させられる仕組みが、組み込めればよいと思う。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	広場を活用したイベント等の実施(事例案) 週1回のマルシェ等による定期的なイベントの実施 広場を活用した賑わいイベントの内容←区内各所で定期的に開かれる多数のマルシェの主催者に声をかけて、この広場への「出張マルシェ」として開催してもらえば良い。慶元寺の自由広場朝市、三軒茶屋のまち道楽、上町・代官屋敷のボロ市やサギ草市の中の区民の手作り品、上北沢のさくら祭り・將軍池広場祭り、世田谷の楽市楽座、烏山区民センター広場のみつばちオーガニックフェスタ、下北沢駅前の各種マルシェ、九品仏フリマ、羽根木公園の雑居祭り、などなど
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	募集要項の内容は画期的でぜひ実現して欲しいです。 利用団体の情報発信支援も、これまでに見られないデジタルサイネージやSNSの活用など楽しみな内容です。 防災対策を含めた危機管理について全く触れていませんが、運営委託の内容に必要なではないでしょうか。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	主な業務、の3、4、5、7といった、成果を出しているのかどうか見えづらい業務(その事業者のおかげでどの程度賑わいが増したのか、どの程度市民活動が力付けられたのか、など)について、意欲的に仕掛けたり誠実に取り組む事業者とそうでない事業者の差は見分けることが難しく、成果の良し悪しは現場で従事する者の資質によるところも大きいものですが、それは逆に言うと、違い(より良い成果)を出すために努力をしても必ずしも数字などわかりやすく目に見えるものとして出て来づらいことだからでもあります。違いを出すために努力せず、能力のある人間をアサインせず、漫然と施設管理をこなしている事業者も散見されますが、事業者には、違い(より良い成果)を出さなければならないというプレッシャーが発注側から一定なければならないのだろうと思います。例えば広報活動で言えば、HPをつくりました、SNSをつくりました、チラシやポスターを貼る、だけならばはるかに安い価格で委託できる個人事業主にでも任せておけばよく、ノウハウを持つ有能な事業者であるというのであればHPはどれだけ機能し、SNSは何人にフォローされ、成果・効果をあげているのかを厳しく見られるべきだと思います。そういうことがなされていないと、展示をしても知り合いしか見にこない場所になってしまいます。
学 生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	施設運営が全部これで網羅されているのかはよく分かりませんが、多岐に渡る内容で大変そうなので区のサポートが必要不可欠だと思いました。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	・意見 この度の運営委託募集要項に、私も賛同いたします。 団体の利用者はもちろん、個人の利用者也居心地よく利用できるように設計されているため、コンセプトに合致しているように感じられました。また、愛称募集することによって、利用する人々の愛着を得られ、コンセプト4に記載されている「区役所に賑わいを創出する」という目的を達成できると思います。 ・改善の提案 「事業者から提案を求めるもの」の評価基準や方向性が曖昧であり、事業者間で提案の質に差が出る可能性があります。具体的なテーマや評価基準を提示することで改善が図れると考えます。提案のテーマとしては、「地域課題の解決」や「新しい交流プログラムの考案」など、区が抱える具体的な課題や目標を明確に設定するのはいかがでしょうか。例えば、高齢者の孤立問題を解消するためのプログラムや、子育て世帯を支援する政策、あるいは異世代間の交流を促進する新しいアイデアが考えられます。 また、住民の意見や要望が運営に反映される仕組みについて、具体的な方法が示されていないように感じられました。地域住民の声を反映するために方法として、定期的に住民との意見交換会を開催し、施設運営の方向性やイベント内容について直接意見を聞く場を設ける仕組みはいかがでしょうか。そして、その住民からの意見や要望がどのように反映されたかを定期的に報告することで、運営の透明性が確保されると思いました。

氏名		所属	運営委託募集要項項目案への意見
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	現時点での意見は特にありません。 事業者に求められる役割が複雑で多岐にわたるので、実際は運営しながら必要な項目を都度整理していかれるのが良いかと思います。 特にそれぞれの項目に分散されている、コーディネート役割は、質的な側面が多く、何をもって成果とするかが難しく、また成果までの時間が見えないこともあり、 数値化しにくい部分だと思われます。それを踏まえてきちんと人件費としてコストを想定いただくのが大事なのではないかと思います。
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	どういう利用者に来てもらいたいのかによって、活動支援業務も変わってくる。例えば、10～20代のサードプレイスなら、普段区役所に行かない人も期待できるが、事業者が対応できるか。 週1回のマルシェ等の開催は大変と思うが、他に具体的な事例などあるか。年1回の全体的なイベントを実行委員会方式で準備して行うことで、団体相互の交流が生まれることもある。 居心地よく楽しい空間は居場所としては良いが、単に居座っているだけでは活動は望めない。どう活動に結び付けていくか、取組み事例などあるとイメージしやすい。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	【市民活動支援業務について】 ・選定する際は、区内に本部や本店がある業者を選定する条件にすることはできないか？ ・作業所等の定例で販売ブースを作ってほしい。その際には、1カ所の施設が販売するのではなく、月ごとにさまざまな施設が交代で販売できるようにしてほしい。 ・利用する学生や障害のある方も関わられるような運営体制がある内容にしてほしい。 ・障害のある方が利用できる理容・美容室を作ってほしい。 【理由】発達障害のあるお子さん当で路面店には行けない方多い。そのため、個室があり、利用できる場所があれば良いかと思う。 ・スターバックスやタリーズなど、3か月～6か月等の単位で出店の誘致をしてほしい。 ・昼食や夕食用のキッチンカーの誘致も検討してほしい。
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・必要な事項が概ね網羅されていると考えます。 ・定期的なイベント開催も想定されているようですが、過去の経験から、区役所周辺においては平日夜間や土日祝日の人出は(世田谷区民会館ホールで大規模行事が行われる前後の時間帯や国士舘大学の学園祭時期などを除き)ほぼ望めません。 ・区役所来庁者を中心に来訪者の多い平日日中と、それ以外の時間帯の両方を想定する必要がある旨を補足説明に加える方が、よりリアリティある提案が期待できるのではないかと考えます(この点のリサーチや対策検討も、運営事業者に当然求められることではあるでしょう)。

○オブザーバー委員からの意見シート

資料10-3

氏名		所属	(仮称)事業運営委員会構成等への意見
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	若者の視点を取り入れられると良いと思います。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	個人的には、屋上庭園や広場を実践対象として含む世田谷区提案型協働事業(マイクロ・コモンズ・スチュワードシップ)が、順当にいけば令和8年度まで続くので、何かと好都合だと思う。ご期待に副うよう、努力いたします。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	賛成。
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	令和8年3月までの委員、オブザーバー委員の、4月以降の委員会、部会への移行、施設運営のイメージ図に示された内容等、事業運営委員会のシステムとしては妥当だと思います。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	よく考えられていると感じました。その上で、ここに書くのが適切ではないかもしれませんが、、、市民活動フェアイベント、が大きな焦点になるのだろうと見受けられますが、イベントはどうあれそれなりのものになるとして、 結局は集客が課題かと 。それなりのものが用意された会場に、一体どれだけの人が足を運んでくれるのか。 集客力のないイベント会場に良い出展者は集まらず、良い出展者が集まらないイベント会場からは人手が遠のき、負のスパイラルに陥ります 。イベントを企画する側は、集客のためになりふり構わぬ努力が必要と考えますが、イベントをする、までで力尽きるかそもそもそういう意識が弱い場合も多く、そうならないと良いなと思います。よく行政がやるYoutubeのように、動画を作っておしまい、ではなく動画は「たくさんの人に」見られなければ意味がない、成果を出しているとは言えない、という意識改革が必要です。
学生	石 快晟	国士舘大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	大学生は卒業したり変わるので2年でも長いかも知れません。1人に集中するよりサークルとして複数人で対応出来た方が良い と思います。
	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	・意見 事業運営委員会の構成等につきまして、私も賛同いたします。 こちらの構成のように、多様な世代、多様なコミュニティの人々を委員に選出することにより、より多くの人にとって魅力的な施設運営が可能になると考えております。また、若い世代が単に「利用する側」にとどまらず、「運営側」として参画する機会を提供することで、地域コミュニティへの関心が高まるとともに、地域の未来を担う人材育成にも寄与するのではないかと存じます。 この度地域の若者の一人として本準備会に招待していただき、ありがとうございます。これから拙い意見を提出することもあるかもしれませんが、精一杯努力し地域社会に貢献していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

氏名		所属	(仮称)事業運営委員会構成等への意見
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	基本方針に基づく事業が3つなので、それにあわせての部会設定と想像します。 資料8の右図をみると、すでに世田谷区で設定した道筋ありきになっていることに違和感を覚えます。 広く区民主体のまちづくり活動を支援する事業に関わるものからすると、福祉領域の活動においても「みどり」に通じる活動もあります。また、実際に空間ができないと活用アイデアも湧きません。今の時点で令和8年度からの部会をきっちり分けてしまうのは、複数の区の所管に関わる事情を反映しているからなのかもしれませんが、いまからそうする必要はあるのでしょうか？ 結果そうだとしても、オブザ委員がそれぞれの意向で柔軟に所属できるようにしておくということもあって良いのではないかと思います。 また、オブザ委員は、顔も合わせることもない中でオープングイVENT企画などできるのでしょうか？ 枠だけ決めてあとはやりなさいという感じにも見えますが、部会設定同様、参加と協働を進める場なのに一方向型のプロセスに懸念を感じます。オブザ委員の参加のプロセスに配慮いただくことが必要かと思います。 また、みどり部会には市推課の職員が含まれていないように見受けられますが、1の回答同様ですが、もしこのような部会を設定されるのだとしたら、他部署との連携や進め方を学ぶという観点からも参加されるのが良いのではないのでしょうか。 本拠点は役所の縦割りを超えていく実践の場にしていくこともできるのではないのでしょうか？
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	運営事業者が人を集めるコンテンツを行わないと人は集まらない。 委員構成は、子育ても含めて福祉系が多いようだが、例えば、コミュニティビジネスの起業支援なども考えられないか。 コンセプトに基づく構成かと思うが、どういう性格づけにしていくなのか、さらに明らかになると良い。
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	障害団体や青少年交流に詳しい団体が入っていない。この2つは必ずメンバーに入っていた方が良いのでは？
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	・概ね異存ありません。 ・いわゆるアマチュアの文化芸術活動団体や子ども関連団体との接点を多数有している区教育委員会の生涯学習課が何らかの形でかかわることで、より幅広い区民・団体の参加・参画促進が期待できるように思います。ご検討いただければと存じます。



世田谷区本庁舎等における 区民利用・交流拠点施設利用案内（案）

本資料は令和 8 年度開設予定の区民利用・交流拠点施設（区民交流スペース、広場、屋上庭園等（区民会館は令和 6 年 9 月開設予定））について、区関係所管、区内関係団体、区民の皆様に広くご認識いただくことや、活用について積極的にご検討いただくことを目的に作成したものです。

令和 6 年 1 2 月

世田谷区 生活文化政策部 市民活動推進課



計画等はこちらから

施設の基本理念、方針、事業概要



基本理念、基本方針、
実現に向けた取り組み

実現に向けた取り組み

区民、市民活動団体及び区等が協働し、
地域と連携する一体的な運営組織をつくる

基本方針

多様な人々の交流を
生み出す場をつくる

文化・芸術によって
暮らしを豊かにする

区民が主体的に関わる
事業を実施する

基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、
多様な人々がともに支えあい、交流し、
心豊かな住みやすい暮らしを実現する

交流・共生を生み出す
「つなぎ役」を設置する

みどりで多様な主体をつなぎ、
心潤う環境をつくる

誰もが使える、
憩える空間をつくる

地域と連携した事業を
実施する

基本方針に基づく
3つの事業概要

区民活動・交流事業

- ・ 市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業
- ・ 市民活動に関する情報収集・発信事業
- ・ 市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業
- ・ 市民活動団体の新たな活動を支援する事業
- ・ 区民と区の交流、協働を生み出す事業
- ・ 区民の憩いの場所を演出する事業

文化・芸術事業

- ・ 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業
- ・ 地域のアーティスト、文化団体と連携する事業
- ・ 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業
- ・ 文化・芸術の多様性を活かした事業

みどり事業

- ・ みどりに触れ、育む機会を提供する事業
- ・ 地域にみどりを広げるための事業
- ・ みどりを共に育む事業
- ・ みどりを通じて環境保全に寄与する事業

施設での活動、運営



区民利用・交流拠点施設での事業・活動は、秘匿性の高いクローズな事業・活動のための単なる施設の提供ではなく、仕切りのないオープンな空間で様々な活動が幅広く行われることで、多様な区民の参加機会の創出や、交流や協働の促進により、多くの区民の地域活動へと繋がっていくことを目的としています。

活動内容想定

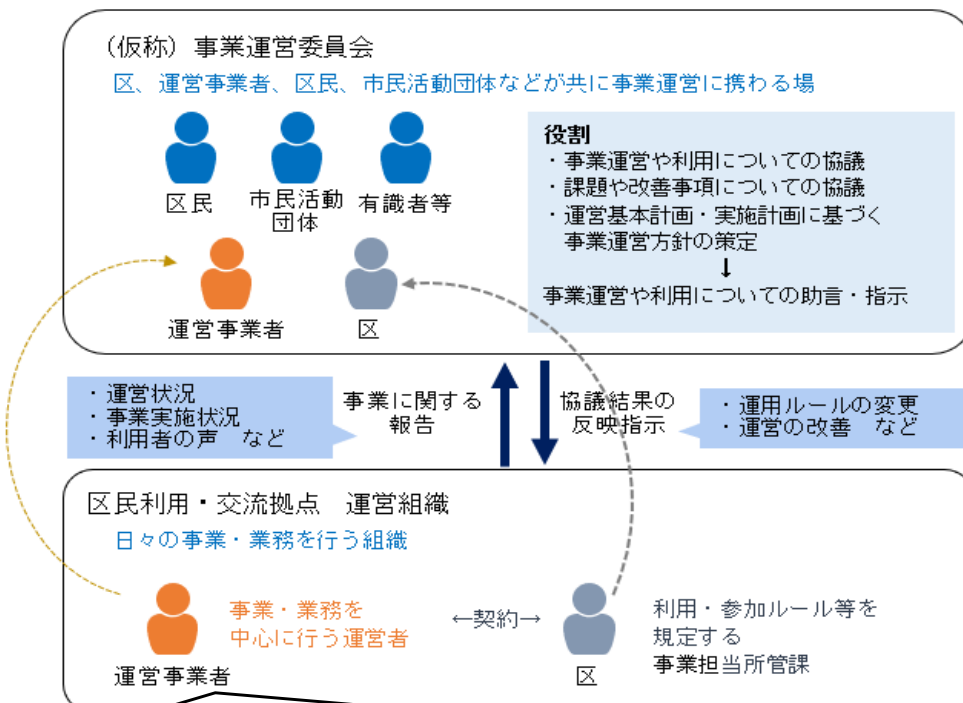
- ・区又は区教育委員会が主催又は共催する区民対象の事業（例：周年記念事業、〇〇祭り）
- ・区と団体が協働して行う事業（例：相談会、ワークショップ、研修会、マルシェ、障害者施設生産品販売）
- ・団体の自主的な活動（例：活動の情報発信、展示、物品販売）

※上述の目的から、通年でスペースを占有する形での事業・活動は想定していませんが、季節や月毎で分野等の活動テーマを設定し、限られた期間スペースの内の一部を占有することも可能。

活動分野

市民活動、文化・芸術、みどりといった拠点事業の基幹となる分野はもちろん、国際、人権、自治体間交流、教育、子育て、生涯学習、防災、環境、産業、高齢、障害、健康増進等様々な分野を想定

運営の全体像



区民交流スペースにスタッフが常駐し、活動の支援や、利用調整、多様な情報発信、定期的な事業の企画、相談受付、団体等とのつなぎ支援、（仮称）事業運営委員会の事務局等の委託を想定

施設配置図



1 階



2 階



6 階



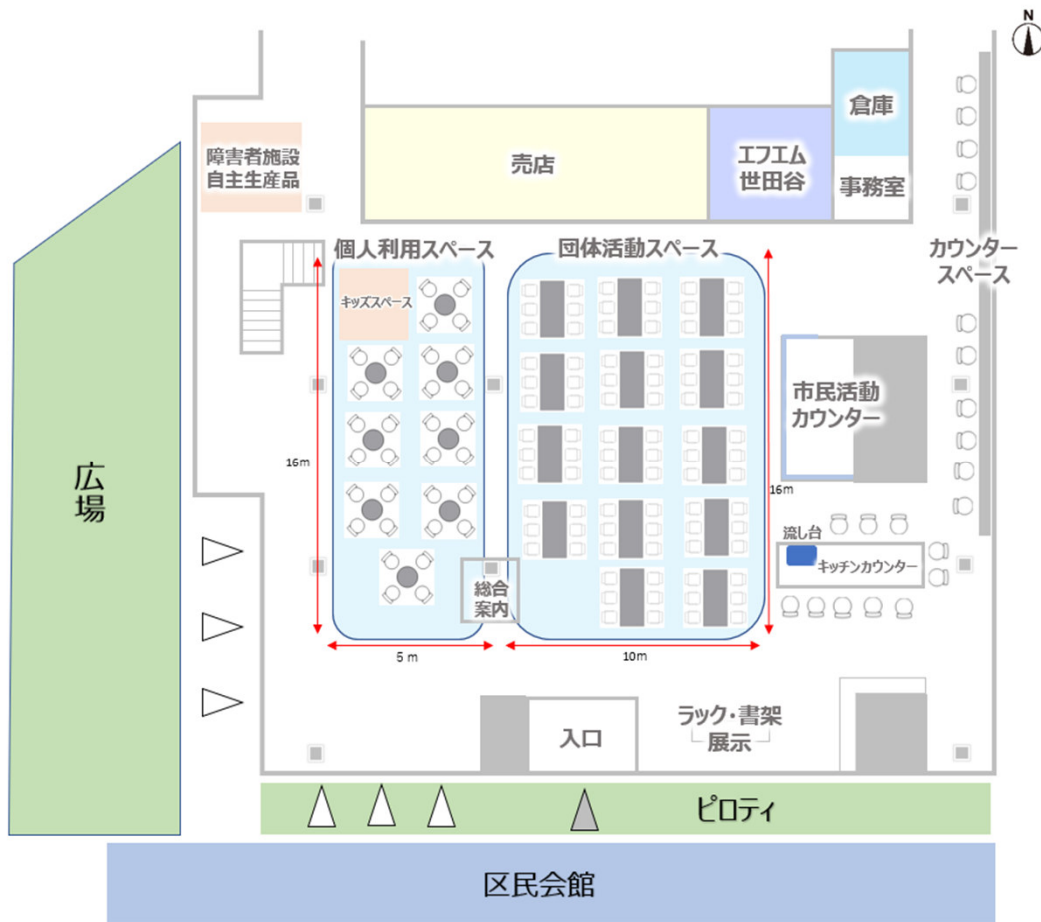
地下 1 階

区民交流スペース

R8年度開設



東棟 1 階



レイアウトイメージ（案）

※開設に向け、さらに試行イベント等を重ね、今後設置する（仮称）事業運営委員会での協議等を踏まえて、多様な利用・参加を促す空間づくりに努めます。

運営時間	9時～22時 ※活動を伴わない個人利用は8時30分より
特徴	ガラス張りかつ扉開放可能で広場やピロティと隣接し一体的な活用が可能。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流が可能。
想定する活動内容（例）	音楽イベント、展示、物品販売、研修会（セミナー）、相談会、ワークショップ、講演会、個人での学習利用、パブリックビューイング、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源（窓側に面したカウンターにも個々にコンセント有）、テーブル、椅子、デジタルサイネージ、書架、流し台、プリンター、プロジェクター、スクリーン、マイク、スピーカー、展示パネル、展示用レール、活動が見える仕切り

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



広場側から見た区民交流スペース



ピロティ側から見た区民交流スペース

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

区民交流室

R8年度開設(キッチン付き区民交流室のみR11年度)



西棟 2 階

各室とも概ね
定員10～15名程度

40m²

R8年度開設

35m²

テラス

キッチン付き
区民交流室

60m²

R11年度開設

東棟 2 階

25m²

25m²

運営時間

9時～22時

特徴

場所が離れており、ブラインドカーテンもあるため、比較的クローズな活動も可能。R11にはキッチン付き交流室も整備予定。

想定する
活動内容
(例)

交流会、ワークショップ、会議、シェアオフィスとしての利用、子ども食堂（キッチン付き交流室）、飲食（火気使用不可）

設備・
想定する
備品（例）

wi-fi、電源、テーブル、椅子、ブラインドカーテン、ホワイトボード、スクリーン、キッチン用設備一式

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能

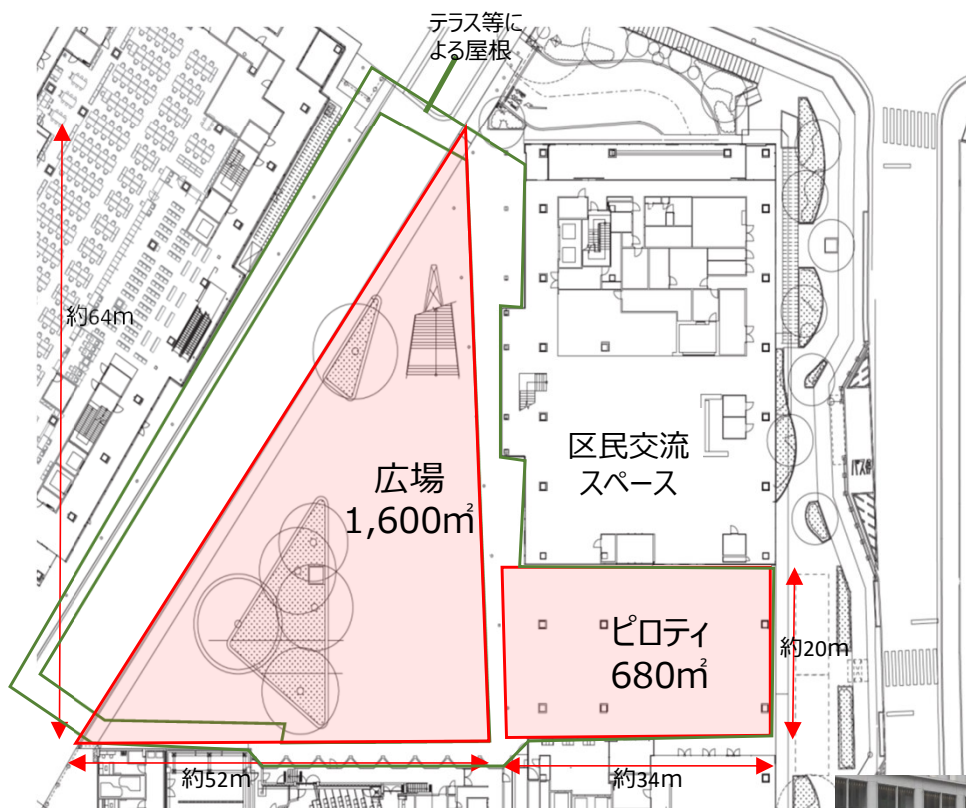


広場、ピロティ

R8年度開設



東棟 1 階



※ピロティ及び広場の一部（テラス等による屋根がある部分）は雨天時でも活用が可能。

運営時間	24時間通行可能 ※活動を行う場合は、9時～17時
特徴	交流スペースと隣接し一体的な活用が可能。庁舎の中央及び松陰神社前駅からの来庁者の導線に位置し、多くの区民が行き来する。
想定する活動内容（例）	周年記念事業、〇〇祭り、バザー、マルシェ、キッチンカー、ダンスイベント、スポーツイベント、健康体操、ヨガ教室、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源、散水栓、水道、マイク、スピーカー、テント、パラソル、テーブル、椅子、ミストシャワー

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



広場



ピロティ

世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋

屋上庭園

R8年度開設



東棟 6 階

屋上庭園
1,335㎡（機械室等
を除くと約1,000㎡）



※今後の検討により変更となる場合があります。

運営時間	9時～17時
特徴	花壇や芝生広場、長ベンチ等の設置により区民の憩いの場となる快適な空間を創出。
想定する活動内容（例）	芝生広場を活用した研修会（セミナー）、ワークショップ、植栽等の体験事業、環境やみどりに関するイベント、健康体操・ヨガ教室、飲食（火気使用不可）
設備・想定する備品（例）	wi-fi、電源、花壇、芝生広場、水道、ベンチ、テーブル、椅子、テント

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



世田谷区新庁舎等完成イメージ動画より一部抜粋



芝生広場



日陰棚・長ベンチ

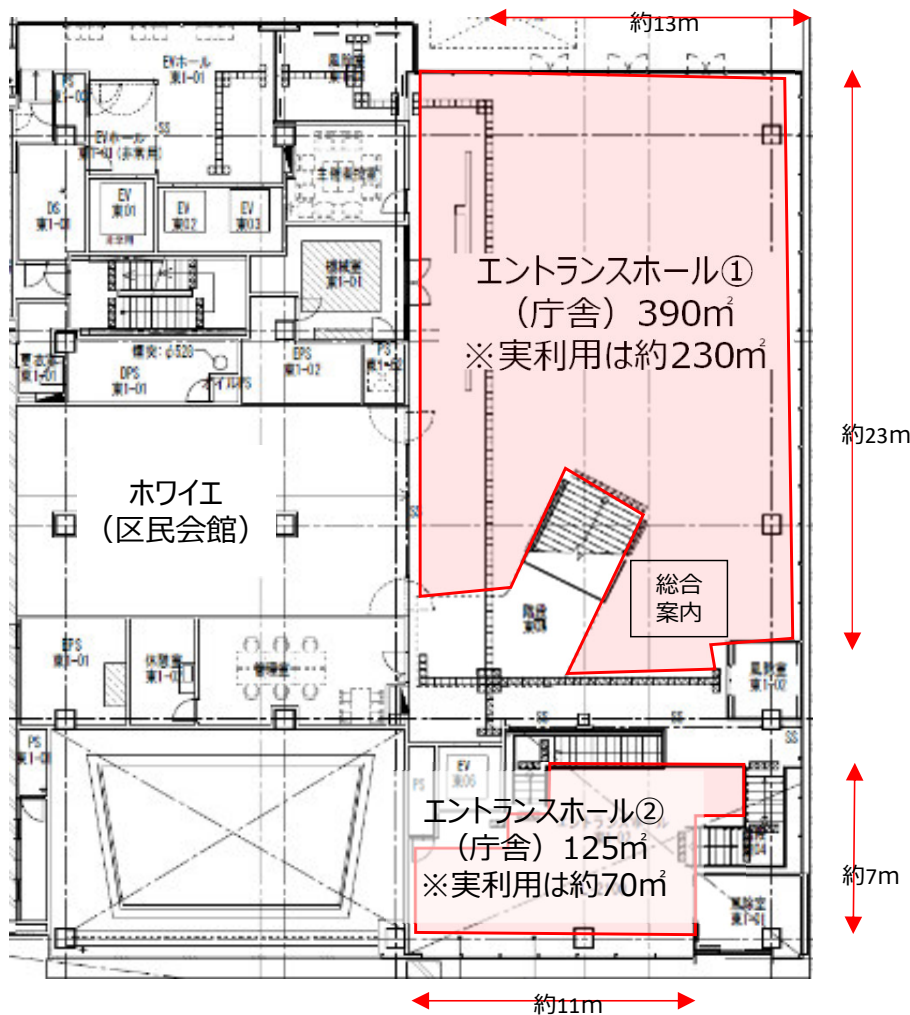
掲載画像はイメージです。

エントランスホール

R6年度開設
(※拠点施設としての運用開始はR8年度)



東棟 1 階



※エントランスホールは区民会館と隣接していますが、本庁舎の一部として総合案内も配置しており、特に松陰神社前駅から来庁される方の玄関及び導線となります。

運営時間	9時～22時 ※開設までの間は活動を伴わない個人利用を想定
特徴	ガラス張りで区民会館に隣接し一体的な活用が可能。ホール①は明るく開放的な2層吹き抜けでレリーフや前川國男氏のギャラリーあり。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
想定する活動内容 (例)	音楽イベント、展示、物品販売、ダンス・スポーツイベント (ポッチャ等)、物産展、飲食 (火気使用不可)
設備・想定する備品 (例)	wi-fi、電源、テーブル、椅子、可動型のポッチャコート

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



エントランスホール①

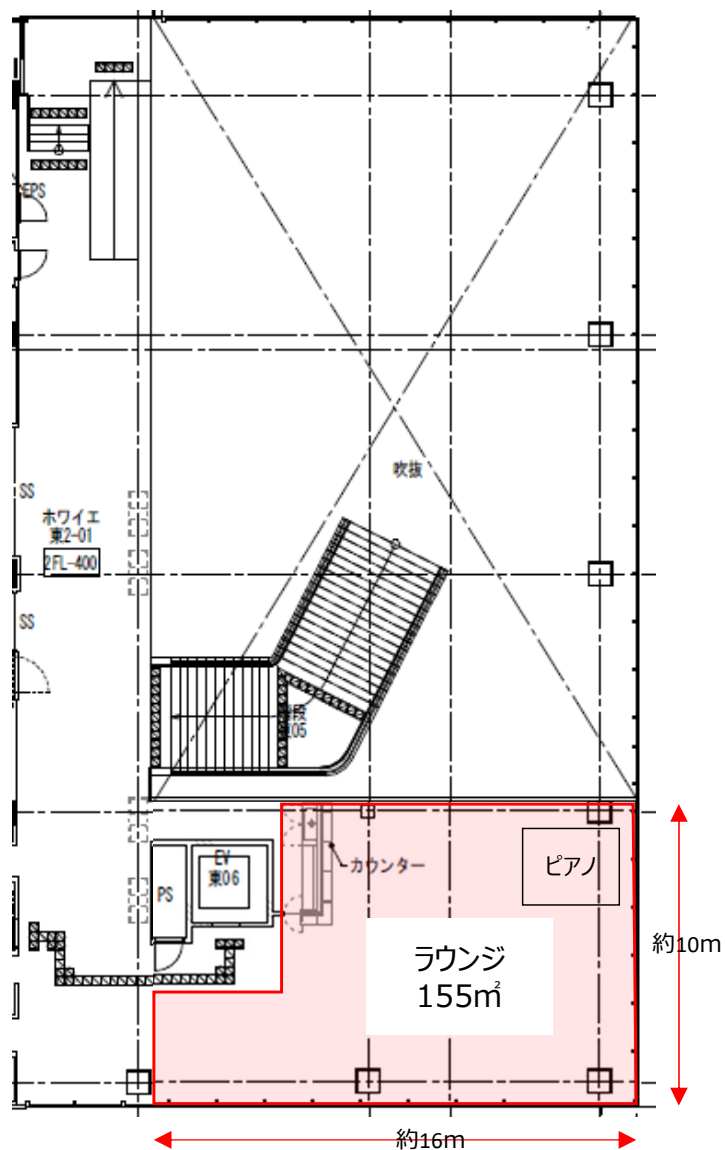


エントランスホール②

実際の写真



東棟 2 階



運営時間	9時～22時 ※開設までの間は活動を伴わない個人利用を想定
特徴	ガラス張りで区民会館に隣接し一体的な活用が可能。幕間にくつろいだり、購入した物の飲食が可能。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。
想定する活動内容(例)	区民会館利用とあわせ幕間の休憩、交流スペースやエントランスホールで実施するイベント、売店等で購入した物の飲食(火気使用不可)、他場所も活用した婚活イベント
設備・想定する備品(例)	wi-fi、電源、カウンター(流し2か所)、テーブル、椅子、簡易な電子レンジ・冷蔵庫・電気ケトル、ピアノ

※他場所で用意する備品も可能な範囲で使用可能



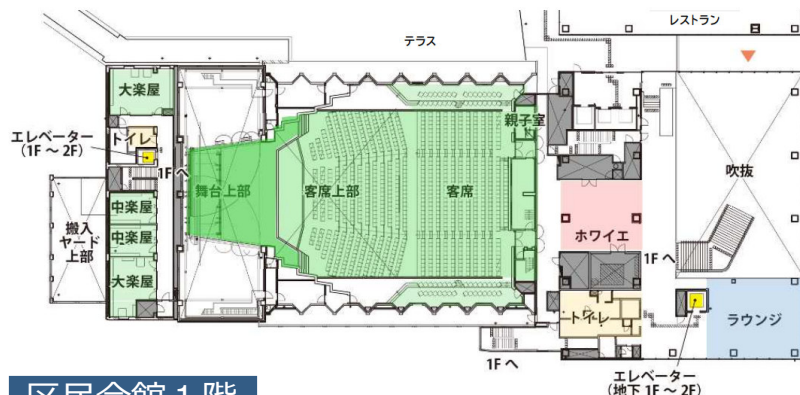
実際の写真

区民会館ホール・練習室・集会室

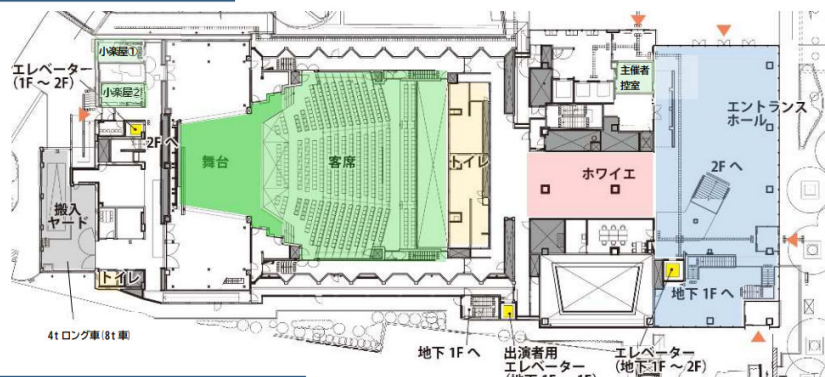
R6年9月開設



区民会館 2 階



区民会館 1 階



区民会館地下 1 階



区分	定員	主な設備
区民会館ホール	933名 前舞台利用時：902名	舞台器具、フルコンサートグランドピアノ
集会室	A:100名 B:57名 A/B 併合時:157名	マイクロホン、プロジェクター、DVDプレーヤー、スクリーン、TVモニター
練習室	A:40名 B:20名	A:ピアノ、鏡 B:ドラムセット、アンプセット、デジタルピアノ、鏡

※区民会館ホール・集会室・練習室は令和6年9月に開設しています。
施設の概要や申し込み方法の詳細について以下の世田谷サービス公社ホームページより確認ください。

<https://www.setagaya.co.jp/kuminkaikan/setagaya/>



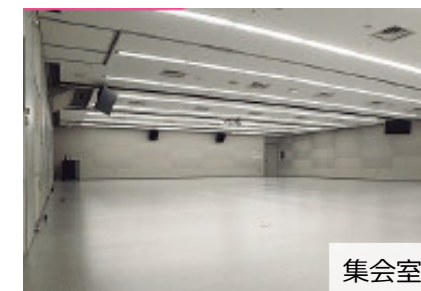
二次元コード



区民会館ホール



練習室



集会室

実際の写真

利用にあたっての条件・手続き・料金



区分	参加条件	参加手続き	料金（使用料・参加料）
区民交流スペース、 区民交流室、広場、 ピロティ、屋上庭園	政治や宗教活動 等は利用・参加 不可	- 活動を伴わない個人利用は受付・利用 手続きなし。 - 団体（区民1人以上を含む2名以上） 及び活動を行う個人は、事前に登録の うえ当日参加受付。ただし、1日以上 継続して活動や展示を行う場合は団体 個人ともに事前相談を要する。 - 事前相談では、拠点としての活動テー マとの符合や区関係課との協働の有無 他団体との交流促進の可能性等による 利用調整を行う。	- 原則として無料 1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに 算出した参加料が必要（区民を含む団体及び区民は5割減相当 額とするが、一定額（材料費相当）以上の料金を徴収する活動 の場合は減免なし） - 区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参 加料が必要（一定額（材料費相当）以上の料金を徴収する活動 の場合は5割増相当額） - 営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要（区民を含む団体 及び区民は減免なし、区民を含まない団体・区民以外の個人は 5割増相当額） - なお、区との協働による活動は、区民を含む団体及び区民は1 日超であっても無料（一定額（材料費相当）以上の料金を徴収 する活動は参加料が必要（5割減相当額））とし、区民を含ま ない団体・区民以外の個人は5割減相当額（一定額（材料費相 当）以上の料金を徴収する活動は減免なし）、営利活動の場合 は区民を含む団体及び区民は5割減相当額、区民を含まない団 体・区民以外の個人は減免なしの参加料がそれぞれ必要
区民会館（ホール・ 集会室・練習室）	ホールのみ営利 目的での使用可 能	団体または個人からの使用申請に基づき 使用の承認を行う。	区民会館条例等に定める使用料
エントランスホール、 ラウンジ			調整中